

明石市における

専門職を活用した取り組み

～ 報道編 ～



## — 目次 —

- 自治日報 平成 24 年 4 月 6 日 (金)  
分権改革は量的削減的から質的改革へ ～明石市弁護士 5 名同時採用～
  
- 北日本新聞 平成 24 年 4 月 8 日 (日)  
自治体は弁護士採用を
  
- 日経グローバル 平成 27 年 4 月 16 日 (月)  
「北川正恭の直言」  
機関委任事務廃止が分権の源流 明石市の質的改革の広がり期待
  
- 経済界 平成 24 年 5 月 22 日 (火)  
「視点」時代が変わった 明石市が弁護士 5 人を同時採用
  
- 毎日新聞 平成 24 年 5 月 28 日 (月)  
法律知識で国を動かす 全国弁護士市長会とは 地域に自己決定権
  
- 自治日報 平成 24 年 6 月 15 日 (金)  
「トップインタビュー」 弁護士採用で質向上 人口 20～50 万都市が有用
  
- 東京新聞 平成 24 年 6 月 18 日 (月)  
明石市の弁護士 5 人採用
  
- NHK 兵庫県のニュース (WEB) 平成 24 年 6 月 19 日 (火)  
明石市 弁護士職員相談会好評
  
- 日弁連新聞 平成 24 年 9 月 1 日 (土)  
弁護士職員を一気に五人採用 兵庫県明石市の意欲的な取組み

○ ほうてらす 平成 24 年 10 月 17 日 (水)

自宅にも病院の枕元にも 目指すはそんな市民サービス！

○ 日弁連新聞 平成 25 年 9 月 1 日 (月)

第 37 回市民会議 自治体内弁護士の拡充を議論

○ 山形新聞 (共同通信配信) 平成 25 年 4 月 6 日 (土)

「質的改革」への転換を象徴 地方自治体の弁護士採用

○ 読売新聞 平成 25 年 4 月 18 日 (木)

いじめ悩み引きこもり 専門家が訪問相談 明石市

○ 読売新聞 平成 25 年 5 月 15 日 (水)

明石市、いじめ対応窓口 市民相談課 専用電話、教委とも連携

○ 毎日新聞 平成 25 年 5 月 16 日 (木)

専門職員がいじめ相談 明石市 窓口を設置

○ 朝日新聞 平成 25 年 5 月 15 日 (水)

いじめ総合相談 明石市が「窓口」きょうから

○ 読売新聞 平成 25 年 5 月 22 日 (水)

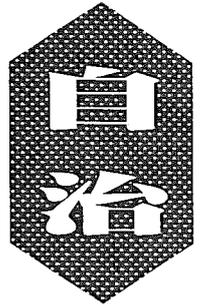
増える「弁護士職員」滞納税督促や条例制定

○ 産経新聞 平成 25 年 6 月 13 日 (木)

編集余話 変わる弁護士…今でしょ！

- 読売新聞 平成 25 年 6 月 30 日 (日)  
民間公募 適性見抜けず 大阪市早くも 2 人去る
  
- 朝日新聞 平成 25 年 7 月 2 日 (火)  
法科大学院「多様な法曹」のために
  
- 日経新聞 平成 25 年 7 月 9 日 (火)  
弁護士の舞台じわり拡大 企業で自治体で需要開拓
  
- 神戸新聞 平成 25 年 7 月 9 日 (火)  
法曹の養成 「改革」はなぜつまずいた
  
- 月刊ガバナンス 平成 25 年 8 月 1 日 (木)  
「いじめ総合相談窓口」を開設
  
- 戸籍時報 平成 25 年 8 月 10 日 (土)  
「法科大学院雑記帳」地方自治体による弁護士採用の推進を願う
  
- 毎日新聞 平成 25 年 9 月 28 日 (土)  
弁護士 社員に公務員に 若手の就職先 10 年で 10 倍
  
- 日経新聞 平成 25 年 10 月 12 日 (土)  
自治体の難問 専門職が即応 臨床心理士・社会福祉士…採用広がる





明石市は本年二月一七日、弁護士資格を持った任期付職員を五名採用すると発表した。市民相談をはじめ訴訟事

案対応やコンプライアンスの推進など法務政策分野の充実、強化を図るため二名の採用予定だったが、二二名と多数の応募があり男性三名女性二名の弁護士五名を採用した。応募は二五歳から五六歳まであったが採用は二七歳から三七歳の五名の採用となった。これまで自治体の顧問弁護士はかたがたが、職員として採用していることは少なく、今回の明石市の弁護士五名同時採用は、採用、人事構成から抜本的に見直す質的な面から分権改革を進める大きな一歩を記したことになると思いを表したい。

行財政改革の成果として、職員削減、予算縮小等があげられることが多いが、当然無駄なことは削減しなければいけないが、量的削減だけの改革から一歩進めて、質的改革を進める時期にきている。右肩上がりの経済成長のもと、安定した社会情勢の中で終身雇用を前提とした職員採用や養成のあり方が問われ、中央に依存してきた中央集



早稲田大学大学院教授  
北川 正 恭

権体制から創意工夫の自立が求められる地方分権体制になり、縦割りの中で発想から横断的、総合的に発想できる職員への転換が迫られ、中央省庁でなく主権者に説明責任が果たせ、主体

## 分権改革は量的削減から質的改革に

### 明石市弁護士5名同時採用

的に行動できる職員の採用や養成が不可欠な状況になっている。今こそ自治体の組織、考え方の質的転換を早急に図らなければ地方分権改革は「仏作って魂入れず」となり、機能不全に陥りかねない。

従来の中央集権、情報非公開のもとで執務してきた自治体職員の中には弁護士をオンブズマン等と住民訴訟を提起する「悪しき隣人」と警戒する職員が相当数いる。一方、弁護士の方も法廷弁護士の域から脱せず、分権時代に

なつて自立せざるを得ない自治体が法律の専門家を求めていることに気づいていない弁護士が多い。最近の多重債務の問題など消費者側での法曹関係者は法テラスをはじめ積極的に努力をしているが、それは被害にあった時の対応であり、被害を未然に防止する予防対策を自治体と弁護士が協働して対応する体制は殆ど整っていない。

今回の明石市の決断は職員削減だけが行財政改革でなく、必要などころには専門的な知識を持った職員を増員して、真の行政需要に答えることを示し

の分権時代になり、法律の専門家である弁護士を採用しても法律規則優先の行政判断とは逆の法律を使いこなすことよつて、住民サイドに立つて柔軟に行政判断ができる自立した自治体のモデルケースになることを期待したい。

中央集権体制、情報非公開時代の自治体は受身の法律対応が多かつたから、訴訟を起こされた担当課がそれぞれに対応してきたが、それでは法務のノウハウは蓄積されない。分権改革、情報公開の進展により増大する法務対策を自治体全体で予防法務を含めて危機管理をせざるを得なくなつてきている。更に自治基本条例、議会基本条例をはじめ、個別の条例制定も活発になつてきており、政策法務の充実も喫緊の課題となつている。一方、弁護士サイドも司法改革により弁護士の数が急増して、その対応に苦慮しており、弁護士の活動領域の拡大が喫緊の課題になつている。明石市の弁護士採用がきっかけとなつて、自治体が望んでいる政策法務の確立と弁護士が望んでいる活動領域の拡大の需要と供給が上手くマッチングして両者の協働体制が全国に広がつて、自治体の質的改革が進めば真の住民自治が進み、行政への信頼が深まり、地方にも法律がいきわたることになる。



きたがわ・まさやす 早稲田大学卒。三重県議、衆院議員を経て1995年から三重県知事2期。2003年から早稲田大学院公共経営研究科教授。09年内閣府地域主権戦略会議構成員。著書に「マニフェスト進化論」(生産性出版)など。三重県出身、67歳。

日本弁護士連合会(日弁連)の会長選挙が混乱している。2年に1回行われる会長選挙に4人が立候補し、誰も当選の条件をクリアできず上位2人の決戦投票になったが、それも条件をクリアできず一からやり直しの再々選挙になった。当選の条件は全体の投票数で1位になること、全国に52ある弁護士会支部の3分の1以上で過半数の得票を得ること。二つの条件を同時にクリアすることは難しく、現在行われている再々選挙でも決着がつかないのではないかと

この会長選挙の混乱は、最高裁から憲法違反との指摘を受けている衆議院議員の定数は正の問題と同じ要素を持っている。中央集権体制の下、経営資源が中央に極集中して全国で過密と過疎地域を生み出し、単純に多数決なら大都市圏の意見が優先され、過疎の地方の意見は無視されやすくな

## 自治体は弁護士採用を

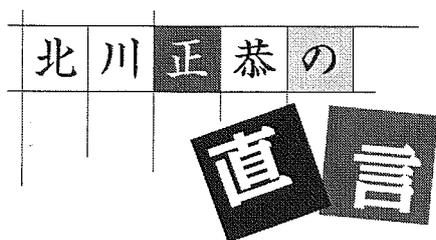
取り付けられほとんど当選ということになるが、それでは地方の声が届かなくなるといふことで意見が分かれ決着がつかないのである。物事の良否を多数決の二者択一で捉えることは分かりやすいが、社会が複雑になり総合的に判断せざるを得ないことが格段に増

の成熟社会になった今日、全国一律で物事を決めることは難しくなってきた。従ってそれぞれの地域で自己決定、自己責任で多様な住民ニーズに的確に対応していくことが求められ、地方自治体も中央依存から自立して独自で判断できる体制を確立する必要に迫ら

に頼らざるを得ないことが多くなってきた。会長選挙が混乱している原因の一つであるが、日弁連の新会長の最大の使命は司法改革によって増えすぎた弁護士の働ける場所の領域拡大と司法過疎地の解消である。自治体の法的体制を整えなければいけない需要と、日弁連の働く場所を確保しなければいけない供給側のマッチングができ、弁護士資格を持った職員が増えれば、自治体も法律を使いこなすことで自立した住民自治を確立する体制を整えることができる。兵庫県明石市は今春から、弁護士5人を同時に任期付採用した。この明石市の事例を自治体、弁護士会双方で具体的に検討してもらいたい。

◇ 次回は15日、双日総合研究所副所長の吉崎達彦氏です。

《本紙特約コラム》webunでも掲載しています



## 機関委任事務廃止が分権の源流 明石市の質的改革の広がり期待



社会の大変化が起きる前には多くの予兆があるものである。それらは複雑に絡みあって、自己増殖や他からの刺激も加わり、化学反応を起こす。そうして溜まったエネルギーは何かのきっかけで爆発し、大きな奔流となる。大変化を1つひとつの予兆の段階でそれが未来の大変化のきっかけになると予想することは難しいが、あとで整理してみると、あの時の小さな事柄が大変化のきっかけであったとわかる場合が多い。

### 阪神大震災とNPOの出現

未成熟な工業社会では、売る者と買う者、許可する者とされる者など、利害関係者が主たる社会の構成要素になるが、成熟社会になると、ぎすぎすした利害関係者だけでなく、社会貢献や文化芸術など形而上のことが社会を構成する重要な要素になってくる。

日本でも社会貢献活動は先駆者たちがボランティア活動の実践や必要性を説く運動を相当長く続けていたが、大きな奔流をつくり出すまでには至らなかつ

た。ところが高度経済成長後、成熟社会に突入した時期に阪神大震災が発生した。それまで社会の重要な構成要素として認められていなかった自発的な社会貢献活動がこの時、社会全体で認められ、法律も制定されてNPOなる言葉が普及した。阪神淡路大震災がきっかけとなり、地道な活動の積み重ねが奔流となって爆発したのである。大震災がなければ、先駆者の地道な活動が認められることはずっと遅れたことだろう。

2000年に地方分権一括法が施行され、それに関連して475本もの法律改正がなされた。その中で県行政の約80%、市町村行政の約40%を占めていた機関委任事務の全廃は執行部と議会の関係が急速に変える源流となった。中央集権の機関委任事務の下、執行部と議会はともに国に陳情に行き予算獲得をする共同体であり、馴れ合いの関係にあったといえる。現場で苦勞してきた議員や職員には厳正に職務を遂行してきたとの反論もあろうが、所詮は機関委任事務の範囲外の限定的な部分での

遂行にすぎず、所与の体制の中での努力であって、両者の関係は本格的な二元代表制の下での緊張感のある体制ではなかった。

### 中央集権体制を揺るがす

機関委任事務の全廃で自己決定、自己責任の運営を迫られた自治体は、230を超す執行部が短期間に自分達の街の憲法ともいべき自治基本条例を制定し、270を超す地方議会が議会基本条例を議員提案で制定した。この2つの条例制定の動きは加速しており、個別条例制定へと広がりを見せ始めている。

執行部と議会の両者が中央への依存から自立へと立ち位置を変えるとその方向で全てのものが動き出し、最初は小さな揺らぎであった機関委任事務の全廃が次々と化学反応を起こして、長く続いてきた中央集権体制を大きく揺るがせ始めた。名古屋や大阪、新潟などの地方からの主体的な分権活動（これを従来<sup>など</sup>の体制派が表現すれば地方の反乱という否定的な表現になる）も、地域政党の出現も源流を辿れば機関委任事務の全廃に行き

着く。まだ分権改革は道半ばであるが、政治的、法律的に見ても不可逆的な大奔流に成長してきた。機関委任事務の全廃という小さな揺らぎが日本の統治機構を揺るがす大変化を起こす源流であったと言えるのである。

#### 量的削減から質的充実へ

地方自治体、議会の行財政改革の成果を調査すると、予算、定数の削減、政策調査費削減など量的削減が主流で、本来の目的である自立して力強く主権者である市民の期待に応えようとする質的充実改革が殆ど見られないのが実状である。無駄を省くのは当然のことであるが、そのことと合わせて、質の充実を図らない限り真的分権改革は望めず、質の充実を急がなければいけない時にきている。

本年度、兵庫県明石市が5名の弁護士を任期付き採用した。マスコミ報道であるが弁護士資格者を2名募集したところ22名の応募があり、優秀な人材が多く3名増員して5名同時採用に踏み切ったということである。量的削減の発想からは出てこない、質的充実を図った行政改革であると高く評価したい。自治体は行政上起こる法律判断の多くは中央に依存し、中央で決められていることに基づいて執行することが多かったが、分権改革が進み、自己決定しなければいけなくなってきた。即ちこれまでの多くの分権改革のための法律改正や行財政改革の積み重ね

の結果、自治体は意思決定方法も中央依存から、自己決定へと抜本的に見直さざるをえなくなってきた。

今回の明石市の弁護士5名の同時採用が今までの量的削減の行財政改革から質的充実の改革に切り換える見本になることを期待したい。昨今の行政需要の多様化に備えて顧問弁護士を常備している自治体はかなり増えてきているが、まだ弁護士を職員に採用する自治体は非常に少ない。執行部、議会を問わずに条例制定が多くなり、政策立案や事業執行も法律や条例に基づいて実施することが多くなってきている。

従来は法律の判断の多くを中央に依存してきたこともあり、役所仕事と揶揄されるような法律、規則優先の杓子定規な行政判断が多かったが、分権改革がさらに進めば、法律を自らのものにして、法律を主権者の立場に立って使いこなさなければ主権者の納得は得られない。弁護士を単に訴訟の際にお願いをするという消極的な対応でなく、自治体を日常的に法律に基づいて判断する組織体に成長させ、それを担う自治体職員を予防法務、コンプライアンス（法令順守）、CSR（企業の社会的責任）、訴訟対応など幅広く法律を駆使できるものに成長させるためには日常的に組織の中に法律の専門家である弁護士を採用して身近に置くという積極的な対応の方がはるかに効果がある。長年

の公務員採用方法からみれば、今回の明石市の弁護士5名同時採用は画期的なことと言える。後で振り返った時、地方分権が質的に大きく転換するきっかけが明石市の弁護士採用だったとなることを期待したいのである。

#### 弁護士を求め始めた自治体

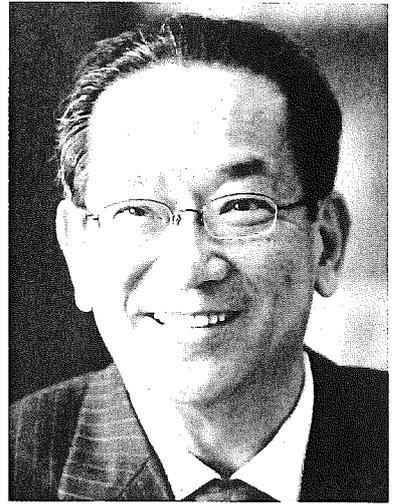
現在日本弁護士連合会の会長選挙が行われているが、会長がなかなか決まらない。会長の当選要件は会員の過半数と52ある支部の3分の1以上で過半数を占めなければならず、両方の要件を同時に満たすことは難しく再選挙でも決まらない可能性がある。日弁連も約半数の会員が東京に集中しており、地方の弁護士の過疎化が進んでいる。司法改革で増えすぎた弁護士の働ける場の確保と弁護士過疎の解消が会長の大きなミッションになっている。

弁護士も法廷弁護士だけでなく、組織の中に入って幅広い法律活動をして、自らの活動領域を広げて、成熟社会の一翼を担う存在になることが期待されている。地方自治体は法律の専門家である弁護士を求め始めている。供給側の弁護士会と需要側の行政のマッチングは、真剣に取り組めば両者が望んでいることであり、一気に広がる可能性がある。明石市の小さな揺らぎが地方分権を進める大変化を起こすきっかけになることを願っている。

（早稲田大学大学院教授）

# 視点

Key Factor for Success



## 時代が変わった 明石市が弁護士5人を同時採用

早稲田大学大学院教授 北川正恭

民主主義の決定方法は多数決であるとの論理で、人数だけで衆議院議員選挙区の定数を決めるなら、首都圏をはじめ都市部に国会議員は集中する。現在の制度は人口の少ない地方の声も国政に反映させなければとの趣旨で各都道府県に1人をまず割り振り、その上で多数決で議員を決める制度になっている。このことが1票の格差の問題を引き起こしている。各政党の思惑も絡み衆議院で定数は正の改革が進まず、選挙のたびに裁判が起こされ最高裁でとうとう違憲の判決が下された。都市と地方の問題が政治や選挙をはじめ、民主主義や統治機構の在り方にまで発展するほど大きな問題になってきている。

現在、日本弁護士連合会の会長選挙が行われている。会長の当選要件は、会員の過半数と全国にある3分の1の支部の過半数を得ることである。弁護士も東京一極集中しており、日本全体の約半分の弁護士が東京に集中している。一方、地方は弁護士不足で司法過疎となっている。全体の過半数だけなら、東京の弁護士の支持が得られれば可能になる。しかしそれでは地方の声は反映されなくなると「3分の1」の制度が設けられている。東京と地方では意見が異なることも多く、同時に両方の支持を得ることは難しく、1回目の選挙で決められず、現在行われている再選挙でも決着がつかない恐れが出ている。すなわち日弁連も、中央と地方の問題が会長を決められないほどの大問題になっているのだ。司法制度改革で弁護士数が増えており、会長の大きな役割に弁護士の活動領域を広げて、弁護士の働ける場を作ることと地方の司法過疎を解消することがあり、このような複雑なねじれが会長選挙を難しくしている。

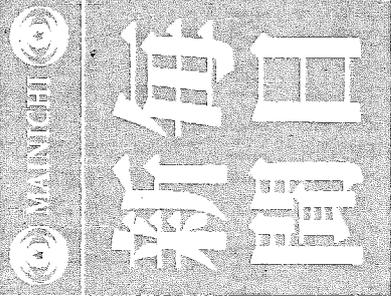
中している。一方、地方は弁護士不足で司法過疎となっている。全体の過半数だけなら、東京の弁護士の支持が得られれば可能になる。しかしそれでは地方の声は反映されなくなると「3分の1」の制度が設けられている。東京と地方では意見が異なることも多く、同時に両方の支持を得ることは難しく、1回目の選挙で決められず、現在行われている再選挙でも決着がつかない恐れが出ている。すなわち日弁連も、中央と地方の問題が会長を決められないほどの大問題になっているのだ。司法制度改革で弁護士数が増えており、会長の大きな役割に弁護士の活動領域を広げて、弁護士の働ける場を作ることと地方の司法過疎を解消することがあり、このような複雑なねじれが会長選挙を難しくしている。

決方法はないのである。地方自治体が真に力をつけるためには、単なる量的削減の改革から質的充実の改革に切り換えなければいけない。

今年度兵庫県明石市が弁護士5人を顧問としてでなく、任期付職員として同時採用した。自治体が弁護士を職員として複数採用することはほとんどないが、明石市は分権の進展により多様化する行政需要に自治体として自立して対応するには、法律の専門知識が必要と判断して採用に踏み切ったのである。これこそ単なる量的削減の改革でなく、必要な人材は採用するという質的充実の改革と言える。明石市の募集に弁護士22人から応募があり、行政と弁護士の需要と供給がマッチングする時代になったことも証明した。

明石市が実施した質的充実の改革は小さな一歩かもしれないが、地方の時代を開き、時代を転換させる大きな一歩になる可能性を秘めている。

本連載は北川正恭、茂木友三郎、清田瞭、平沼起夫、大坪清、海江田万里の各氏が担当します



# 新毎日

## 5月28日(月)

2012年(平成24年)  
発行所：大阪市北区梅田3丁目4番5号  
〒530-8251 電話(06)6346-1651  
毎日新聞大阪本社



泉房穂氏(48)

### ここが聞きたい

「呼びかけた理由は、地方から国を動かす流れの一つです。国レベルで制度をきまり、法律を地方の条例という形で制定し、全国に広がっていく。養体として法律と同じになる。こうして国のあり方を整えていくことが十分に可能な時代に入っています。」

「弁護士市長会、先駆的な条例案を定めてきています。例えば、女性に一定の議席を割り当てる男女共同参画議案条例はどうか?この制度はオーストラリアと呼ばれ、世界中で100か国近くが導入しています。日本には一例もありません。他にも、犯罪被害者支援条例や児童・高齢者、障害者、ドメスティックバイオレンス(DV)を包括した総合虐待防止条例の導入など地方自治体が直面する課題を話し合ってきた。法律の知識を行政に生かすことが一番の狙いです。」

「市長会の構成は、橋下徹大阪市長も参加しますか?」

「これまで医師らでつくる市長会はありますが、弁護士市長会は初めてです。5月1日に京都市で開かれた滋賀市長会の際、市長6人で近畿弁護士市長会を決定させました。」

# 法律知識で国を動かす

弁護士資格を持つ全国の市長たちが来る日、「全国弁護士市長会」を決定させる。日本弁護士連合会などの支援を受け、地方から政治を変えていく狙いだ。次の総選挙でも地方市長の動向は焦点の一つ呼びかけ人の泉房穂明石市長に話を聞いた。

【聞き手・浦松文二 写真も】

## 全国弁護士市長会とは

「呼びかけた理由は、地方から国を動かす流れの一つです。国レベルで制度をきまり、法律を地方の条例という形で制定し、全国に広がっていく。養体として法律と同じになる。こうして国のあり方を整えていくことが十分に可能な時代に入っています。」

「弁護士市長会、先駆的な条例案を定めてきています。例えば、女性に一定の議席を割り当てる男女共同参画議案条例はどうか?この制度はオーストラリアと呼ばれ、世界中で100か国近くが導入しています。日本には一例もありません。他にも、犯罪被害者支援条例や児童・高齢者、障害者、ドメスティックバイオレンス(DV)を包括した総合虐待防止条例の導入など地方自治体が直面する課題を話し合ってきた。法律の知識を行政に生かすことが一番の狙いです。」

「市長会の構成は、橋下徹大阪市長も参加しますか?」

「これまで医師らでつくる市長会はありますが、弁護士市長会は初めてです。5月1日に京都市で開かれた滋賀市長会の際、市長6人で近畿弁護士市長会を決定させました。」

- 全国の弁護士市長(13人)
- 上田文雄札幌市長(北海道) △鈴木俊美新潟市長(新潟県) △川合善明川崎市市長(神奈川県) △神保昌彦川崎市市長(神奈川県) △野平匡邦鎌倉市長(千葉県) △越前美大津市長(滋賀県) △柳山向洋彦尾張市長(同) △橋下徹大阪市長(大阪府) △越前美大津市長(滋賀県) △泉房穂明石市長(兵庫県) △酒井隆明藤山市長(同) △山下真生駒市長(奈良県) △白井博文山陽小野田市長(山口県)
- 「法律の知識は従来の行政運営に役立っていますか?」
- 「明石市では今年4月から弁護士資格を持つ職員を二挙で採用しました。これは全国初の試みです。5人はコンプライアンス(法令順守)や市民相談などの担当職員として市長と一緒に向上に努めています。」
- 「もう、中央が決めた政策を地方で実行していれば居るという時代ではなくなっています。この夏には、更に弁護士3人、社会福祉士3人、臨床心理士1人を正規の職員として採用するための全国公募を実施します。市独自の政策を立案し遂行していくように、今後も専門職を順次拡充していく予定です。」
- 「行政組織のより人化に逆行していませんか?」
- 「職員削減だけが行政改革

## 地域に自己決定権

「地方分権、権限移譲を求めていく。」

「これまでの流れは、先に国ありきでした。だから分権は「移譲」という言葉になってしまっ。でも、人間には自分のこととは自分で決める権利、自己決定権がある。地域には地域のことを決めていく権利があるはず。それはこれを地域自己決定と呼びたい。地域自らに権利があるという立場で物事を整理していく必要があります。」

「地方の条例にしても国の憲法の枠内でしか作れないということはない。国も財政難で、地域でやってくれ、ということも増えている。地域でも民主主義の成熟によって基本条例、憲法のようなものまで出てきた。」

「はではありません。必要所には専門職員を補員してサービスの内容を向上させる。要するに、地方自治を止ませるのではなく、逆に公務員の専門性を高めて質的に転換させていく。」

「例えば、虐待の防止については、地方の公務員の専門性の向上が不可欠です。児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、DV被害は、いずれも家庭や地域が現場になっており、さまざまな問題が重なり合って起きている。」

「本来は現場に近い地方自治体が総合的かつ積極的に対策を取るべきチームの結成です。なのに、今の日本は統制行政のままで、しかも国や県の指示を待っている状況です。これでは助かる金も助からない。地方自治体が本気で専門性を高めれば、虐待はもっと防げるはず。でも、弁護士市長、よく虐待の現場に駆けつけました。弁護士出身の市長なら、このような問題意識を共有しているのでは」と期待しています。

「この流れはもう止まらないう。国の変化をただ待つのではなく、地域から發端を切り替えていく方が早いです。」

「地方政治の可能性は?」

「全国を一律の政策でやっていく時代は終わりを迎えるつあります。これから、地域のことを地域で決めていく時代です。その方が無駄も少ない。地域の責務に即した政策を実施していける。既存政策に地方がなく、地域政策に熱意があるのは自然なことです。全国弁護士市長会も、地域政策と同様の魅力と熱意をもって、政治を変えていく力になればと思っています。」

# トップ インタビュー インタビュー

## 泉房穂・兵庫県明石市長

六九票差という僅差の初

当選から一年。兵庫県明石

市（二九万三、六〇〇人）

の泉房穂市長（48歳）は、

「就任直後から準備してき

た施策が少しずつ形になっ

てきた」と手応えを感じて

いる。人口が三〇万人に届

かず、中核市昇格まであと

一歩だが、「明石市くらい

の規模が基礎的自治体とし

ては最適」と強調。様々な

手法で機能強化や国からの

権限移譲を図り、中規模都

市から地方改革を目指す考

登用を「手始め」に、社会福祉士や臨床心理士の採用を検討する。

大阪都構想を推進する橋

下徹大阪市長とは、司法修

習生の同期で、ともにフグ

ビー同好会に所属してい

た。「大阪都が実現すれば、

〇万人程度」に緩和するよう、総務省などに働き掛けていくという。

地方自治体のあり方につ

いては「将来的には国家と

『中規模自治体』の二元体

制で十分」との持論を展開。

すでに特例市長会と中核市

長会の相互交流を提案する

など、行政単位として人口

二〇〇五〇万人規模の都市

の有用性を訴えていく姿勢

だ。

が、先駆的な条例を弁護士市長会を中心に全国同時多発的に制定できれば」と、

連携に期待を寄せる。国が

制定する法令と異なり、条

例は自治体の実情に応じて

柔軟にアレンジして制定で

きると考えているため

「明石市が暮らしやすい市

のモデルとなれるよう、地

方から発信していきたい」

と改めて意気込みを語っ

た。

## 弁護士採用で質向上

### 人口20〜50万都市が有用

護士資格保有者五人を採

用。市民センターや市民の

「重要な」が集まったが、

「高い専門性を持つ」は形

式ではなく、自市の施

策を自市で決められる権限

を充足。今後は「全国

弁護士市長会」の設立も呼

びかけていく。市長は「ま

だ個人的な意見ではある

よりの楽しみ。

より楽しみ。

より楽しみ。

より楽しみ。

より楽しみ。

より楽しみ。

兵庫県の明石市役所が今春、弁護士五人を職員として採用したことが話題を呼んでいる。五年間の任期付きではあるが、正規職員で五人採用は全国初だ。

市民センターでの法律相談や組織内部のコンプライアンス（法令順守）担当、市が被告になった訴訟事案の対応などが役目だ。弁護士出身の泉房穂市長の意向が強く働いたそつだ。

公募したところ、全国から二十二人が名乗り出て、結果的に東京、三重、大阪、兵庫、熊本の弁護士が選ばれた。給料は課長級三人が年収八百万円台、主任二人が六百万円台だ。

東京から応募した益田明子さん（三）もその一人だ。弁護士事務所や民間企業の法務部門の経験がある。自

## 明石市の弁護士5人採用

治体で行政法関係の仕事がなかったからだという。

「内部に法曹資格を持った職員がいた方が、効率的に仕事ができます。新しい条例をつくる場合など、法的なアドバイスもします。トラブルを未然に防ぐ予防法務の役目もあります」

市民からの苦情も受け付ける。一般職員が「市に責任がない」などと勝手に突き放すと、結果的に問題化するケースもありうる。最初から法律の視点で対応することが大事なのだ。

今月からは高齢者や身体障害者らのために、自宅や病院を訪れ、相談を聞く訪問法律相談も始まる。

同市では来年も二人の弁護士を採用予定だ。「行政マン」とは違う手腕を見せたい。（桐山桂一）

## 明石市 弁護士職員相談会好評

明石市は、ことし新たに採用した弁護士資格を持った職員を、高齢者の自宅を直接訪問させるなどして、無料の法律相談に応じるサービスを今月から始めたところ、利用を希望する人が相次いでいます。明石市は、職員の法令順守を徹底させるためなどとして、ことし、弁護士資格を持つ職員5人を採用しました。

この職員を活用しようと、明石市では、弁護士資格のある職員が不動産の相続や財産管理など身近な法律の問題について、市内に3つある市民センターで出張相談に応じたり、外出が難しい高齢者の自宅を直接訪問したりして、無料の法律相談に応じるサービスを今月から始めています。

明石市によりますと、これまでのところ利用を希望する人が相次いでいるということで、出張相談には事前に想定していた人数の3倍以上の問い合わせが来ているということです。

好評を受けて、明石市では、今月いっぱい終了する予定だった訪問相談について、実施期間を延長することも検討しています。

明石市によりますと、こうした取り組みは全国的にも珍しいということです。

06月19日 17時41分

●2012年(平成24年)9月1日・第464号【日弁連新聞】毎月1回1日発行

JBPA  
Japan Federation of Bar Associations  
PRESS  
—ジャフプレス— Vol.70

# 弁護士職員を二気に五人採用

## 兵庫県明石市の意欲的な取り組み

二〇一二年七月に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が施行されましたが、四十七都道府県、一七四二市区町村のうち、弁護士を採用している自治体はいまだ一桁にとどまっています。そのような中、兵庫県明石市は今年四月から弁護士資格をもつ職員を一挙に五人採用しました。この白岡も弁護士(四九期)である泉房穂市長を訪ね、弁護士採用のねらいや弁護士職員の活躍ぶりを取材してきました。(広報室長 生田康介)

専門家の活用は「当たり前」のこと  
「自治体財政が厳しい中、職員の定数も削減方向にある。そこであれば専門的知識・技量をもつ方を採用し、

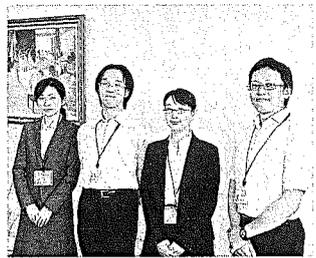
二人分、三人分の働きを期待するのは当たり前のこと」「地域主権の流れの中、自治体独自の政策立案・遂行が求められている。だからこそさまざまな分野の専門家の能力が絶対に必要」と泉市長は語る。

泉市長が当選したのは二〇一一年四月。その後職員による不正受給問題が発覚し、職員の法令遵守徹底やチェック体制強化などの対応が急務となる一



市長室内の大机で迅速な意思決定を行う(右から2人目が泉市長)

弁護士職員が担当するの月。その後職は、コンプライアンス、政策立案・遂行、市民法律相談、庁内の法務全般と幅広く、特に市民相談の關係は、それまで弁護士会に委託し市役所本庁舎一カ所だけで行っていたものが、弁護士職員採用により相談場所や相談態を九カ所へと大



左から明石会員、能登会員、益田会員、狹野会員

幅に増やしている。さらに、高齢者や障がい者に対しては、「訪問法律相談」と銘打って、自宅・病院・施設を問わず、本人の枕元まで弁護士が訪問するサービスを開始した。今後は、被害者支援や虐待防止などの分野にも積極的に活用をしていく予定だとう。

弁護士がいるとこんなに便利

友 泉市長がかねてより構想していた法律相談サービスの拡充のため、弁護士職員の公募に踏み切った。二人の採用予定に二〇人以上の応募があり、最終的に五人を採用。「私は選考過程には一切関与しなかったが、採用担当者から『いい人が多いから五人取りたい』という要望があった」と(泉市長)のたとう。

「枕元」まで訪問して法律相談

「枕元」まで訪問して法律相談

「枕元」まで訪問して法律相談

「枕元」まで訪問して法律相談

幅に増やしている。さらに、高齢者や障がい者に対しては、「訪問法律相談」と銘打って、自宅・病院・施設を問わず、本人の枕元まで弁護士が訪問するサービスを開始した。今後は、被害者支援や虐待防止などの分野にも積極的に活用をしていく予定だとう。

幅に増やしている。さらに、高齢者や障がい者に対しては、「訪問法律相談」と銘打って、自宅・病院・施設を問わず、本人の枕元まで弁護士が訪問するサービスを開始した。今後は、被害者支援や虐待防止などの分野にも積極的に活用をしていく予定だとう。

幅に増やしている。さらに、高齢者や障がい者に対しては、「訪問法律相談」と銘打って、自宅・病院・施設を問わず、本人の枕元まで弁護士が訪問するサービスを開始した。今後は、被害者支援や虐待防止などの分野にも積極的に活用をしていく予定だとう。

幅に増やしている。さらに、高齢者や障がい者に対しては、「訪問法律相談」と銘打って、自宅・病院・施設を問わず、本人の枕元まで弁護士が訪問するサービスを開始した。今後は、被害者支援や虐待防止などの分野にも積極的に活用をしていく予定だとう。



今年4月に採用された任期付き弁護士職員の皆さん。左から、益田弁護士、能登弁護士、荻野弁護士、明石弁護士、飯田弁護士。弁護士資格をもつ職員を同時に5人採用することは全国初の試み。

者は相談に来いと言っても来られないのだから、自宅や病院に行つてはどうかと、「特別の配慮」条項を入れました。そして3つ目は、弁護士であれば誰でも良い訳ではなく、犯罪被害者支援であれば、それに「精通」した弁護士というように、より高い専門性の確保が必要で、そのことを明記しました。この3つです。

●相原 市長になられて、今回、任期付き公務員として5名の弁護士を採用されました。

●泉 法テラス法に盛り込んだ精神を、まさに現場で実践に移しかけていくところです。私が法テラスの創設に関わつたのが04年です。8年経つて具体的に現場で実践し始めたという感覚です。弁護士の市長だから弁護士を採用したのではなく、市民にとって必要な支援を総合的に行つていくには専門職が必要という判断からです。今回は弁護士ですが、次年度は社会福祉士3名と臨床心理士

2名も採用する予定です。例えば、弁護士が自宅訪問した際、法律相談だけして帰ってくるのではなく、気付いたらセーフティネットとか介護につなぐ等、そういった目を持って総合的に支援するというのが1つ目のポイント。2つ目は「市役所に来てください」ではなく、電話一本で相談者の自宅や病院の枕元まで行くということ。これは私からすれば当たり前のことですが、これまでの弁護士の採算ベースでは割に合わずできなかったところ。そして3つ目は、やはり誰でも良いのではなく、精通弁護士のようにより専門性・解決能力を持つ人を配置していくことが必要だと考えています。

**地域主権は時代の大きな流れ 地方自治体に求められる専門性**

●相原 明石市の取組みは、地域主権という視点からすると、どのように位置付けられま

●泉 今、地域主権がどんどん進んでいて、例えば、社会福祉法人の監督権も来年から市に移るように、国から県、県から市へと権限が移譲されるようになってきています。市が責任ある役割を担うには、能力を高めなければなりません。つまり、専門職が必要になってくるのです。もちろん、ベースとなるのは市職員の能力向上・資質向上・やる気向上です。そこに専門性の高いものを組み合わせる、これが大前提となります。それと、明石は30万

大都市ですが、私は人口20〜50万人がヒューマン・ジャスト・サイズだと思っています。つまり、本当に支援の必要な人の顔が見え、かつ地方自治体としても自立した経営が成り立つ規模であるということです。

●相原 10月からは市役所に総合相談窓口を開設されるそうですが…。

●泉 はい。障害者相談からスタートしますが、高齢者、子ども・児童、DV被害まで少なくともこの4つについては、同じ窓口で支援したいと考えています。一見、児童虐待に見えるケースも、その背後には母親が精神を病んでいたり、祖父母の介護で疲れていたり、いろいろな問題が絡み合つて家庭が壊れていることもある。そんな問題を解決するには、総合的な支援体制を敷いてこそ救われる命があるし、救われる家庭もあるわけで、そのためにも専門職が必要となるのです。

●相原 大変参考になるお話をありがとうございます。最後に、法テラスへのご意見を願います。

●泉 立法時の原点でもある、①福祉との連携、②弱者への配慮、③より高い専門性の確保の3つを、あらためてお願いしておきたいです。特に②弱者への配慮については、法律には「特別の配慮」と書き込みましたが、本来的には当たり前で配慮だと思つていますが、法テラスには、地方自治体や福祉関係団体との連携による質的なバージョンアップを続けていって欲しいですね。



### 泉 房穂 いすみ・ふさほ

1963年兵庫県明石市生まれ。東京大学教育学部卒業後、NHKディレクター、弁護士活動を経て、2003年に衆議院議員となり、犯罪被害者基本法や高齢者虐待防止法の立法化を担当。05年の落選後、社会福祉士の資格を取得し、地元明石市で弁護士・社会福祉士として活動。11年4月明石市長選に出馬し、当選。

### 【聞き手】法テラス 広報室 室長 相原佳子

●インタビューを終えて/市長の自ら権利主張のできない人のために働くという一貫した姿勢に感銘を受けました。

# 泉



**困っている人の力になりたい  
その思いはいつも同じ**

●相原 明石市長に就任されるまでの経緯を簡単に話していただけますか。

●泉 私は、地元明石で代々続く漁師の息子です。4つ違いで生まれた弟に障害があり、両親も運動して障害児施設をつくったのですが、小学生の頃はよくそこで一緒に遊んでいました。障害を持つ子どもたちの中で育ったこ

## 自宅にも病院の枕元にも 目指すはそんな市民サービス!

ともあり、困っている人の力になりたいと幼い頃から思っていました。大学卒業後、障害や福祉のことを伝えたくてNHKに入局しましたが、本当に困っている人を助けるには弁護士だと考え、司法試験に挑戦。2000年に明石で法律事務所を始め、その後、03年に衆議院議員になり、昨年からは明石市長を務めています。職歴はいろいろありますが、「困っている人を具体的に助けたい」という原点は、

今も変わっていません。

●相原 弁護士時代、当時としては先駆的な取り組みである、受刑者や知的障害者の法律相談を積極的になさっていたそうですが…。

●泉 万引きの刑事弁護等で接見すると、知的障害だと思われる方がいる。何の支援もないうまま刑務所に入れられるのはおかしいという思いがあり、播磨社会復帰促進センターができた時、篤志面接委員になりました。毎月1回、離婚や借金問題等受刑者を対象とした無料法律相談を始めたのです。ただ押し込んでおいて、出所後、また罪を犯したと怒るのではなく、刑務所にいる間に福祉につながる支援をすれば再犯も防げます。ただ私には「先駆的」という思いはまったくなく、当たり前のことをやっていただけです。

### 法テラス創設から明石市政に つながる3つのポイント

●相原 衆議院議員時代、法テラスの創設に深く関わられたとお聞きしていますが、どのような思いで取り組まれたのでしょうか。

●泉 当時、私は法テラス法(総合法律支援法)の法案担当者の一人でしたが、法テラスに魂を込めたいとの思いから、3つの観点からの充実化を法律に盛り込みました。1つ目は、当初法テラスは弁護士と司法書士だけでしたが、そうではないだろうと。支援が必要な場面はもっと広い。だから、「福祉機関との連携」を条文に入れました。2つ目は、高齢者・障害

≫ インタビュー

# 穂房 さん

明石市長  
弁護士  
社会福祉士

# 第37回市民会議

## 自治体内弁護士の拡充を議論

3月6日  
弁護士会館

今回は、自治体内弁護士の拡充をテーマに、兵庫  
県明石市の任期付公務員である益田明子会員（兵庫  
県）を招き議論した。なお、四月以降の新年度議長・  
副議長として、北川正恭議長と豊秀一副議長が再任  
された（任期二年）。

明石市は二〇二二年度に三人を採用する。地方分権  
弁護士を一挙に五人採用が進み自治体に権限が集中  
し、二〇二三年度からは社  
会福祉十四人、臨床心理士  
房穂市長は、職員の専門性

を高めていくとの意図から  
専門家の採用に積極的  
に取組んでいる。弁護士  
は市民向け法律相談、条  
例制定など政策法務への  
関与、コンプライアンス  
態勢強化などに従事して  
いる。明石市を選んだ理  
由について、益田会員は  
「任期が五年と長く、  
弁護士を複数採用する  
という条件が魅力的に  
映った」と語り、委員  
からの「信頼関係構築に  
ついての苦労は」との質  
問に対しては、「部長級の

### 市民会議委員（二〇二三年三月六日現在）

- 長見萬里野（全国消費者協会連合会会長）
- 北川正恭（議長・早稲田大学公共経営大学院教授）
- 清原慶子（三鷹市長）
- 古賀伸明（日本労働組合総連合会会長）
- ダニエル・フット（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 中川英彦（前京都大学大学院教授、駿河台大学法科大学院講師）
- 松永真理（株式会社バンドイ社外取締役）
- 湯浅 誠（反貧困ネットワーク事務局長）
- 豊 秀一（副議長・朝日新聞大阪本社社会部次長）

（以上、五十音順）

員から積極的に接していた  
ことができ、弁護士が複  
数いたので孤立することも  
なかった」と述べた。  
山岸会長が「弁護士は自  
治体に対し物申す立場であ  
ったが、法の支配を貫くと  
いう観点からは、連携と協  
働を模索していくことも必  
要になる」と指摘すると、  
元三重県知事の北川議長は  
「法的アドバイスを常に受  
けることができれば現場の  
職員も安心して執務でき  
る。今は自治体の側が様子  
を見ている部分もあるが、  
理解が深まれば弁護士職員  
はもっと増えるはず」と期  
待を述べた。

# 憲法 スケッチ

## 「質的改革」への転換を象徴

「市の職員に5人の弁護士を採用しました。市民の税金で雇っている弁護士ですから、法律相談などがあれば無料で皆さんのところへ行きます」

兵庫県明石市の泉房穂市長が全国の自治体でも多い弁護士5人の大量採用に踏み切った理由を説明した。3月16日、東京・日比谷で日弁連が開いた「民事司法改革オープンミーティング」のパネルディスカッション。

泉市長はNHK勤務から弁護士へ転身、衆院議員になった異色の経歴を持つ。弁護士ならではの発想で弁護士職員が①高齢者の自宅や病院などを訪れる訪問相談②市条例に基づき犯罪被害者を支援する専門相談③臨床心理士や社会福祉士ら専門職員とチームを組む総合相談などを実施。法的解決が必要ならば地域の弁護士や日本司法支援センターへ引き継ぐ。「いじめや虐待の相談にも応じられるようにしたい」と泉市長。

### 地方自治体の弁護士採用

自治体名	官職
栃木県栃木市	総務課参事
千葉県流山市	政策法務室長
東京都町田市	法務担当課長
神奈川県庁	政策法務課主幹
神奈川県厚木市	文書法制課法務専門監
富山市	職員研修所研修教授
三重県名張市	総務部兼市民部副参事
三重県多気町	総務税務課副参事
三重県南伊勢町	総務課行政係
大阪府松原市	政策法務課主幹
兵庫県明石市	コンプライアンス担当課長など
福岡市	こども緊急支援課課長
福岡県古賀市	総務課政策法務係主幹
特別区人事・厚生事務組合	法務部副参事

※2012年6月現在、弁護士白書2012年版より

彩が強かった。地方自治の手厚い保障は現行憲法の大きな特徴といえる。

しかし地方独自の事務処理には多くの障害

全国では職員削減、予算縮小などの行財政改革が進む。「量的削減」が主眼といえる。

しかし最近では地方分権改革の柱として住民の需要に応じた政策立案、訴訟対応、法令順守の強化など政策法務が重視されてきた。これからは、住民サービスの向上を目指す「質的改革」への転換が焦点になる。

(共同通信編集委員 土屋美明)

弁護士ら外部の専門家を任期付き公務員として採用する制度は、新立法により中央省庁では2000年、地方自治体では02年から可能になった。日弁連によると12年6月時点ですべての自治体に計106人が採用されている。

ある明石市職員は「弁護士がそばにいます」と、すくなく法的なアドバイスがもたらえ、仕事上のメリットが大きい」と評価する。

トラブル処理やクレーム対応に当たる職員の意識改革にも役立っている。こうした独自の取り組みを支えるのが憲法だ。憲法は第8章を「地方自治」とし、四つの条文をみで支えるのが憲法だ。

全国の自治体では職員削減、予算縮小などの行財政改革が進む。「量的削減」が主眼といえる。

## いじめ悩み引きこもり

# 専門家が訪問相談

明石市

明石市は、いじめや不登校に悩み外出できない子どもの自宅を臨床心理士や社会福祉士が訪問し、相談を受ける事業を5月にも始める。大津市のいじめ問題などを受けた施策で明石市では初の試み。担当者は一幅広い知識を持つ専門家と相談できる機会を設けることで、子どもの精神的負担を軽減できれば」としている。

(小野圭二郎)

同市では2006年度から、非常勤の臨床心理士や教員OBを相談員として教育相談窓口を設置。昨年度は、学校に赴いて児童・生徒や保護者、担当教諭を交えて相談することも十数回あり、電話相談よりも対面で話を聞くことにより事態が好転したケースもあったという。

一方で、引きこもりや障害などを理由に、来庁や来校が困難な子ども

## 子どものア 心をケア

来月にも開始

もいることから、新たに訪問相談を企画。本人や家族から電話などで要望がある場合や、学校や市教委が対応する中で必要と判断すれば、今年度から任期付き職員として採用された臨床心理士や社会福祉士が、自宅まで出向いて心のケアや関係機関の紹介に当たる。5月中旬にも広報紙で市民に周知する。

同市では弁護士資格を持つ任期付き職員も採用しており、昨年6月から、体が不自由などの理由で来庁できない市民を対象に無料の訪問法律相談も実施。今年3月末までに14件の利用があった。泉房穂市長は、「今後訪問相談業務を充実させ、市民のいろいろな悩みを解決できるようにしていきたい」と話している。

# 明石市、いじめ対応窓口

## 市民相談課 専用電話、教委とも連携

明石市は14日、市民相談課に「いじめ総合相談窓口」を新設すると発表した。主に小中学生のいじめ事案を対象に、15日から相談を受け付ける。

従来は市教委の教育相談窓口がいじめや不登校などの相談を受け付けていたが、全国的にいじめ問題が深刻化するのを受け、窓口を市長部局にも増やした。

専用電話(078・918・5253)、平日午前9時～午後5時)を設け、職員が電話や面談で相談に乗る。当事者や保護者のほか、地域住民からの相談にも応じる。必要に応じて市教委

や学校に連絡し、場合によっては、任期付き専門職の臨床心理士らが当事者を訪問する。

この他、高齢や心身の障害で市役所への来庁が難しい市民向けの訪問法律相談を拡充。福祉や心のケアに関する相談にも応じる。要予約。問い合わせは市民相談課(078・918・5002)。

## いじめ総合相談 明石市が「窓口」

きょうから

全国でいじめ問題が相次いでいることを受け、明石市は15日から、市民相談課に「いじめ総合相談窓口」を設ける。受けた相談は内容によって市教委や臨床心理士、社会福祉士、弁護士らの専門職員が必要に応じて関わり、解決を図る。

主に市内の小中学生の子供についての相談が対象で、本人や保護者のほか、周囲の人らの相談を受け付ける。市教委は同様の相談窓口をすでに設けているが、市民相談課の担当者は「間口を広げていじめ問題に対応したい」と話している。

相談窓口は電話(078・918・5253)。年末年始や祝日を除く平日の午前9時～午後5時。

# 専門職員が いじめ相談

明石市は15日、「いじめ総合相談窓口」を  
市民相談課に設置し  
た。臨床心理士や社会  
福祉士、弁護士資格  
を持つ職員が対応し、  
深刻化するいじめ問題  
に市役所全体で取り組  
む。

同市ではこれまで、  
市教委に教育相談窓口  
を設置し、電話や面接  
で応じてきた。しかし、  
いじめの背景には家庭  
環境など学校以外の要  
因が潜んでいることも  
多く、教育の視点のみ  
ならず専門的、横断的  
に取り組む必要がある  
と判断した。市が採用  
している専門職員を活

## 明石市 窓口を設置

用して対応の態勢強化  
を図った。

総合相談は、同市在  
住の小中学生とその保  
護者や地域住民らが対  
象で、専用電話(07  
8・9188・5225  
3)と面接(要予約)  
で、平日の午前9時～  
午後5時に対応する。  
匿名の通報も可能で、  
市教委の窓口(平日午  
前9時～午後7時、0  
78・9188・541  
0)も継続する。

同市教委には昨年度  
430件の教育相談が  
あり、このうち1割強  
の59件がいじめに関連  
する相談だったとい  
う。

【駒崎秀樹】

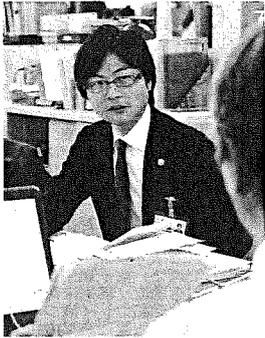
臨床心理士などの資格者対応 横断的取り組みへ

# 増える「弁護士職員」

## 41自治体59人採用

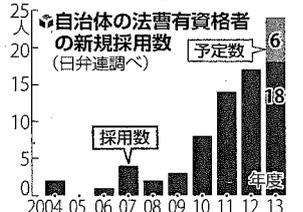
弁護士などの法曹有資格者を職員として採用する自治体が増えている。「司法職員」「法務職」などと呼ばれ、日本弁護士連合会によると、現在41自治体で計59人が採用され、滞納税回収や条例策定などの業務に当たっている。地方分権により、前例のない取り組みや判断を求められるようになった自治体と、司法制度改革で新たな活動領域を模索する弁護士側の思惑がマッチした形で、採用数は今後も増える見通しだ。

池田市の債権回収センターで働く篠原敏博弁護士(13日)＝写真提供



## 滞納税督促や条例策定

「税金のことでお話をうかがいたいのですが」大阪府池田市の「債権回収センター」。電話を手にした篠原敏博弁護士(40)。(大阪弁護士会)は、丁寧な口調で話し始めた。固定資産税や住民税の滞納者に早期納税を促し、多重債務者には債務整理のアドバイスも行う。税金の滞納増加に悩む同市は昨年度、篠原さんら2人の弁護士を採用した。1日3時間の勤務で任期は3年。篠原さんは本来の弁護士業務で収入を得るという。法曹有資格者、弁護士や裁判官、検察官になる資格を持つ司法試験合格者。弁護士資格を取得するには、各地の弁護士会に入会し、日弁連名簿に登録する必要がある。自治体の採用者の中には、登録済み弁護士のほか、登録前か、登録を一旦的抹消した者も含まれる。



「自治体の法曹有資格者の新規採用数(日弁連調べ)」のグラフは、2004年から2013年までの採用数を示している。採用数は年々増加しており、2013年には25人に達している。これは、自治体の法曹有資格者の新規採用数(日弁連調べ)を示している。採用数は年々増加しており、2013年には25人に達している。

た相談内容は今後の福祉施策立案に生かす方針だ。大阪府も住民監査請求などに関する調査のため今年4月、弁護士10人を採用した。福岡市が11年4月、市子ども総合相談センター(児童相談所)の課長に配属した弁護士は、虐待を受けた子どもを保護する際や保護者面接などに立ち会ったという。担当者は「緊急を要する場面です。自信を持って受けられ、信頼を持って対応できる」と話す。

## 自治体向け窓口開設 大阪弁護士会

大阪弁護士会は今年4月、全国で初めて、自治体向けの相談窓口「行政連携センター」を設けた。同会は11年、府内の自治体の法務ニーズを探ろうと30項目の連携メニューを作成してアンケートを実施。▽債権回収(10自治体)▽民事介入暴力(7同)▽DVの救済(7同)▽行政問題の研修(7同)▽なごに心が高いことがわかった。センター設立は、こうしたニーズを受けたもので、自治体から要望があれば、弁護士の講師派遣や職員採用をサポートする。同センター運営委員会事

一方、弁護士側は04年の弁護士法改正で報酬を伴う公職を兼務できるようになった。ただ、司法制度改革で弁護士人口が00年の2倍近い3万3000人に増えた反面、公益活動などが広がっていないとの指摘もあつた。日弁連は08年以降、弁護士との協働を推進している。宮脇淳・北海道大教授(行政学)の話「地方分権が進む中、法曹資格を持つ法務職員のニーズは今後も高まってくる。小規模自治体では採用コストの問題が出てくるが、複数の自治体で一部事務組合を作つて対応するなど、よりよい仕組みを検討する必要がある」

産経新聞(夕刊) 平成 25 年 6 月 13 日(木)

変わる弁護士…今でしょ！⑩  
企業だけでなく、今やお役所勤めの弁護士もいる。兵庫県明石市役所は弁護士 5 人を職員として採用。「職員だから市民の法律相談も別料金は発生しません」と人事担当者。給与は当然

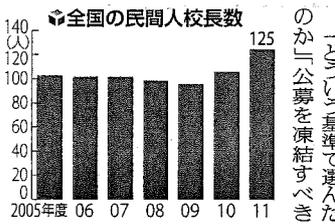
編集余話

ほかの職員と同じ規定で、コンプライアンス課長を務める荻野泰三弁護士は、「弁護士時代、よりも少し給与は減ったとか。でも、「積極的に市政に関与できることもあり、充実した仕事です」。(真鍋義明)

# 民間公募 適性見抜かず 大阪市早くも2人去る

大阪市で橋下徹市長の肝いりで始まった全国公募制度に早くもほころびが出ている。市立小学校長に今春就任した元外資系証券マンが「経験を生かせない」と3か月足らずで辞職。市内全24区で昨夏誕生した公募校長でも、経営コンサルタント出身者が適格性に問題があるとして、民間企業の解雇にあたる分限免職処分となった。民間人登用は、公務員にない専門性や経営感覚で組織風土を変えようとの狙いからだが、適性を見抜く難しさも。専門家は「どんな人をもと活用したいのかが分析不足」と自治体側の姿勢を問題視する。

退職した市立南港緑小学校の公募校長、千葉貴樹氏(38)の採用を巡り、議員からの批判が相次いだ。外部応募者928人から選ばれ、4月に就任した11人の一人。退職理由を説明した記者会見で千葉氏は「英語教育に力を入れたいとアピールしたが、可能な環境ではなかった」と述べた。市教委の当惑は大きい。そもそも公立小には学習指導要領があり、自由に英語を教えるには制約がある。市教委にとっては「当然、織り込み済み」の語で、採用過程その点を具体的に協議する機会はなかった。実際、今回の選考は、学校運営に関する2000字のリポートと約15分の面接が2回のみ。大阪府教委や東京都教委は、同じ2回でも30〜40分、グループ討論やプレゼンテーション(発表を求めるとして)があり、簡素な印象は否めない。



## 必要な人材 客観分析を

企業幹部の人材紹介を手がける「リクルートエグゼクティブエージェント」(東京)の松下直樹・経営企画室長の話「登用する側は、身内にならぬ経験を持つ外部人材なら、何かを変えてくれると思いがち。自分たちの組織に何が足りないのかも客観的に分析できていないケースが多い。民間の社長公募などでも失敗するのは、そうしたケースだ。どういう能力を持つ人材をどう活用するのか、十分に検討した上で募るべきだ」

## 応募者と擦り合わせ重要

元東京都副知事の青山伸治(自治体)に民間人材を入れるという発想は良い。ただ、自治体は税金で運営され、議会のコントロールを受けると特殊な組織。能率を重視する企業と違い、公平性や平等も必要だ。起用するのは、こうした自治体のあり方を理解した人であるべきで、採用過程を通じて応募者ときちんとこの点を擦り合わせる事が一番重要だ

## 全国の自治体の民間人登用例

自治体	役職など	職務内容など
秋田県	政策監(課長級)	美術館や街づくりの企画、公募に1人が応募し、デザイン会社勤務経験者を採用
茨城県	資金管理官(課長補佐級)	県債調達コストの抑えや資金運用など、外資系証券会社社員を採用
岐阜県	観光交流推進局長	観光、街づくり政策の推進、街づくりプランを登用
大阪府 東大阪市	情報政策監(部長級)	情報化政策の推進。エンジニア5人が応募し、民間企業幹部を採用
兵庫県 明石市	コンプライアンス担当課長	法令順守研修、法律相談、弁護士22人が応募し、法務士を採用

一方、橋下改革の看板政策として昨年8月に誕生した公募校長。応募した外部人材と市職員の計461人から論文と1次面接を経て39人に絞り込み、さらに橋下市長も参加して約1時間に行われた最終面接で選んだ。それでも、「理想の人」とはいかないようだ。△区長のスケジュールを、区役所が把握し切れていない区がある。耳にしました。5月20日、橋下市長から各区長らに一斉メールが送られた。区職員に無断で行動し、週末に連絡がつかない区長がいることを問題視したという。△スケジュールさえ組織共有ができていないという。△その他も共有できていないという。文面にいら

民間人の採用は2002年、公務員の任期付き採用に関する法が施行され全国に広がった。総務省による同法に基づき、高い専門性や技術を見込まれて採用された職員は、08年度の449人から昨年度は800人まで増えた。だが、採用方法では試行錯誤も続々。新潟県では05年度から広報担当の幹部「広報監」を民間から起用。当初は公募だったが、3代目の現在の担当者は広告代理店の幹部社員を県側から誘う「一本釣り」で決めた。県の担当者は求める専門性が高く、公募では難しい」と話す。一方、校長の民間採用は

分限免職 どちらかじむ。4月には、他の区長を「無能」と呼んで、重要会議を欠席したりしていた東住吉区長、和田智成氏(引)が分限免職となった。直接の理由は市の経歴調査に虚偽説明を繰り返すなどしたことだった。ツイッターの書き込みなどで物議を醸した区長も。市幹部の一人は「発想力や行動力はあるが、行政的な組織」という考えがなく、自分の活躍や成果にこだわる人物が多い」と嘆く。それでも民間登用に、橋下市長はこだわる。27日、千葉氏の退職について市議

00年の学校教育法施行規則改正で可能になった。11年度時点で45の都道府県市に在籍している民間人校長は計125人。だが、1自治体で10人を超えるのは大阪府、神奈川県、横浜市だけ。東京都教委は09年度、民間人校長を経済団体などの推薦者から選ぶ方式から「公募」に替えた。「公平性」を追求した結果だが、12年度は採用枠1人に約30人の応募で選考した結果「適格者なし」だった。青森県教委は08年度を最後に民間人校長の募集をやめた。応募者が少なく適格者が集まらなかったため、現在は、教頭を民間企業に派遣する制度に替えている。

## 他自治体も試行錯誤

民間人の採用は2002年、公務員の任期付き採用に関する法が施行され全国に広がった。総務省による同法に基づき、高い専門性や技術を見込まれて採用された職員は、08年度の449人から昨年度は800人まで増えた。だが、採用方法では試行錯誤も続々。新潟県では05年度から広報担当の幹部「広報監」を民間から起用。当初は公募だったが、3代目の現在の担当者は広告代理店の幹部社員を県側から誘う「一本釣り」で決めた。県の担当者は求める専門性が高く、公募では難しい」と話す。一方、校長の民間採用は

## 法科大学院

# 「多様な法曹」のために

法律家を育てる法科大学院が  
崖っぷちにある。

司法制度改革の柱として創設  
されて10年になるが、政府の検  
討会議は、目標に掲げた「質・  
量ともに豊かな法曹」の実現が  
このままでは難しいとの最終提  
言をまとめた。

法科大学院は司法試験を受け  
るのに先立ち、考える力や人間  
性を養う場としてできた。旧司  
法試験が合格率2〜3%の狭き  
門で、受験技術の偏重が批判さ  
れてきたためだ。

ところが、合格者は毎年2千  
人程度と、目標とされた3千人  
を大きく下回る。合格率は2割  
台で、大学院に行っても法律家  
になれる確証はない。

それでも法曹人口は12年間で  
7割増えしており、合格しても職  
がない状況もうまれている。

これでは、意欲ある人材は集  
まらない。実際、新制度になっ

て以来、法科大学院志願者は減  
ってきている。

そこで検討会議が求めたの  
は、司法試験の結果が芳しくな  
い法科大学院の再編と、合格者  
3千人という目標の撤回だ。

教育の質を保てない大学院が  
撤退するのは当然だろう。

しかし、司法試験の合格者を  
早く多く出すことだけが、法科  
大学院の使命ではない。

改革が求めた新しい法律家像  
は、知識はもちろん、洞察力、  
説得力、人権感覚、国際的視野  
を備えた存在だったはずだ。

現実には、法科大学院に飛び  
込んだ社会人、理系出身者など  
が司法試験で苦戦している。実  
務を想定した講義や外国法、法  
曹倫理などの科目は、司法試験  
に直結しないからと学生に軽視  
されがちだ。

旧制度に戻りつつあるのでは  
ないか。

法科大学院の数を絞れば、全  
体の合格率は上がるが、それだ  
けでは改革がめざした「多様な  
法曹」はうまれない。

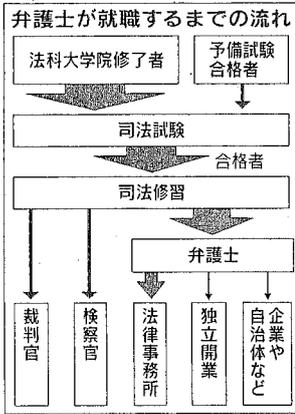
社会が求める法曹の姿はさま  
ざまだ。法律家をめざす一人ひ  
とりの強みを評価するには、ど  
んな司法試験がいいのか、考え  
直す必要がある。

司法試験の合格者3千人とい  
う数にこだわることはない。と  
はいえ、社会のすみずみに法律  
サービスがゆきわたっていると  
いえるだろうか。

悪質商法や詐欺など、法的な  
助言があれば防げたかもしれな  
いトラブルはあとを絶たない。

兵庫県明石市は5人の弁護士  
を職員に採用し、お年寄りから  
相続などの相談を受けている  
が、こんな実践はまだまれだ。

必要なとき、当たり前法律  
家を頼れる。そうなる工夫の余  
地はまだまだある。



# 弁護士の舞台 じわり拡大

「最初は役員から若手社員まで次々に相談に求められ、処理しきれないほどでした」。大阪市に本社を置く田淵電機(株)の法務知財部長、近藤泰子さん(34)は入社した当時の様子をこう話す。社内弁護士として頼りにされる存在だ。

**法務の人材不足**  
田淵電機では2011年に再生可能エネルギー関連製品の自社ブランドを立ち上げるのに伴い、法務や知的財産に関する仕事が増え、法務に詳しい人材が不足し、近藤さんが入社した。「法律に関する話とそうでないものをきちんと分け、少ない担当者で対処できるように工夫してきた」という。会計事務所を開業している夫との家庭生活を大切にしようと考え、企業なら決まった時間で働けると思っていたが、

「想定外の忙しさだった。今春、部長に昇進した。会社全体が法務部門の機能を生かせるように法試験に合格した。会社の中で法務に携わりたいと考え、IT(情報技術)企業の可能性を感じた」。同社に就職を決めた「役員会に出たり、契約書をチェックしたりと、1年目から責任の重い仕事を任されて大変。でも、やりがいを感じる」という。

「法務の高度な知識が求められる場面が増えるのに備え、専門家が必要と考えた」。大野恵里子(右)は、益田さん(左)と行政の仕事を初めて経験した。日弁連(日本弁護士連合会)の調査によると、企業内弁護士は2012年時点で約2100人、企業外弁護士は約1000人、合計約3100人となっている。

「想定外の忙しさだった。今春、部長に昇進した。会社全体が法務部門の機能を生かせるように法試験に合格した。会社の中で法務に携わりたいと考え、IT(情報技術)企業の可能性を感じた」。同社に就職を決めた「役員会に出たり、契約書をチェックしたりと、1年目から責任の重い仕事を任されて大変。でも、やりがいを感じる」という。

「想定外の忙しさだった。今春、部長に昇進した。会社全体が法務部門の機能を生かせるように法試験に合格した。会社の中で法務に携わりたいと考え、IT(情報技術)企業の可能性を感じた」。同社に就職を決めた「役員会に出たり、契約書をチェックしたりと、1年目から責任の重い仕事を任されて大変。でも、やりがいを感じる」という。

## 役員会に同席 ■ 政策へ助言



「想定外の忙しさだった。今春、部長に昇進した。会社全体が法務部門の機能を生かせるように法試験に合格した。会社の中で法務に携わりたいと考え、IT(情報技術)企業の可能性を感じた」。同社に就職を決めた「役員会に出たり、契約書をチェックしたりと、1年目から責任の重い仕事を任されて大変。でも、やりがいを感じる」という。

「想定外の忙しさだった。今春、部長に昇進した。会社全体が法務部門の機能を生かせるように法試験に合格した。会社の中で法務に携わりたいと考え、IT(情報技術)企業の可能性を感じた」。同社に就職を決めた「役員会に出たり、契約書をチェックしたりと、1年目から責任の重い仕事を任されて大変。でも、やりがいを感じる」という。

「想定外の忙しさだった。今春、部長に昇進した。会社全体が法務部門の機能を生かせるように法試験に合格した。会社の中で法務に携わりたいと考え、IT(情報技術)企業の可能性を感じた」。同社に就職を決めた「役員会に出たり、契約書をチェックしたりと、1年目から責任の重い仕事を任されて大変。でも、やりがいを感じる」という。

「想定外の忙しさだった。今春、部長に昇進した。会社全体が法務部門の機能を生かせるように法試験に合格した。会社の中で法務に携わりたいと考え、IT(情報技術)企業の可能性を感じた」。同社に就職を決めた「役員会に出たり、契約書をチェックしたりと、1年目から責任の重い仕事を任されて大変。でも、やりがいを感じる」という。

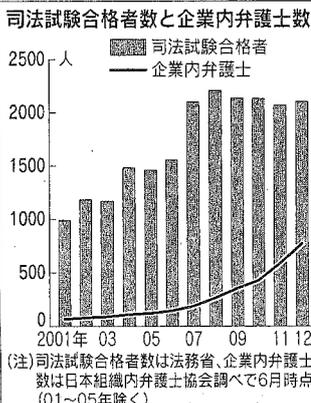
「想定外の忙しさだった。今春、部長に昇進した。会社全体が法務部門の機能を生かせるように法試験に合格した。会社の中で法務に携わりたいと考え、IT(情報技術)企業の可能性を感じた」。同社に就職を決めた「役員会に出たり、契約書をチェックしたりと、1年目から責任の重い仕事を任されて大変。でも、やりがいを感じる」という。

## 企業で自治体で需要開拓

弁護士増加による就職難が問題となるなか、企業や自治体などに入って活躍を目指す弁護士が少しずつ増えている。これまでのように法律事務所で経験を積む代わりに、新天地でキャリアをどのよう切り開こうとしているのか。実情を探った。

## 重み増す企業法務

2012年の司法試験合格者は2102人で、6年連続で2千人を上回った。司法制度改革推進法が成立した01年と比べ、倍増している。一方、日本組織内弁護士協会によると、企業などで働く弁護士数は12年6月時点で771人。統計のある01年の66人から大幅に伸びたが、弁護士数全体に



## 人材確保に戦略必要

企業法務の重要性は高まっており、法律上の視点から経営戦略をチェックする機能が一段と重視されている。幅広い分野で専門人材を活用するための工夫は欠かせない。企業や自治体のなかには勤務体系を柔軟にしたり、福利厚生制度を充実させたりしているところもある。こうしたさまざまな特徴や側面をもっとアピールできれば、弁護士が働きやすい職場を見つけやすくなり、企業なども専門人材を確保しやすくなるだろう。

「仕事を通じて、市民が様々な問題を抱えていることを実感できる。今後の弁護士活動にも生かしたい」と話す。大村さんは大学院で国際法を専攻。国際人権法に関わる分野で仕事したいと希望していた。日本弁護士連合会や外務省

「海外を舞台に」 弁護士の職場は海外にも広がる。大村恵美さん(36)はスイス・ジュネーブの国際労働機関(ILO)本部に10年秋から勤務している。ILO職員として働く戦後初の日本人弁護士という。弁護士になってからILOに勤めるまでの間には、過労死の訴訟など労働問題を多く手がけ、米ニューヨーク州弁護士資格も取得した。

「海外を舞台に」 弁護士の職場は海外にも広がる。大村恵美さん(36)はスイス・ジュネーブの国際労働機関(ILO)本部に10年秋から勤務している。ILO職員として働く戦後初の日本人弁護士という。弁護士になってからILOに勤めるまでの間には、過労死の訴訟など労働問題を多く手がけ、米ニューヨーク州弁護士資格も取得した。

「海外を舞台に」 弁護士の職場は海外にも広がる。大村恵美さん(36)はスイス・ジュネーブの国際労働機関(ILO)本部に10年秋から勤務している。ILO職員として働く戦後初の日本人弁護士という。弁護士になってからILOに勤めるまでの間には、過労死の訴訟など労働問題を多く手がけ、米ニューヨーク州弁護士資格も取得した。

「海外を舞台に」 弁護士の職場は海外にも広がる。大村恵美さん(36)はスイス・ジュネーブの国際労働機関(ILO)本部に10年秋から勤務している。ILO職員として働く戦後初の日本人弁護士という。弁護士になってからILOに勤めるまでの間には、過労死の訴訟など労働問題を多く手がけ、米ニューヨーク州弁護士資格も取得した。

## 法曹の養成

弁護士などの法曹人口を増やして法のサービスを行き渡らせる。そうした理念の下に取り組んできた司法制度改革の進め方を、一から見直すという。

有識者らでつくる政府の法曹養成制度検討会議が、最終提言をまとめた。年間3千人程度の司法試験合格者を目指す政府目標の撤回が柱だ。その後のことは必要な調査を踏まえて「2年以内に結論を出す」などとしている。

事実上の出直し宣言である。

確かに司法制度改革は大きな壁にぶち当たっている。では、どうするか。

提言は具体的な方策を示さずに見直しの方針を決めた。「問題の先送り」との批判は免れないだろう。

政府は新組織を設けて検討を続ける。理念を後退させず、今後の道筋をできるだけ早く示さねばならない。

それだけでなく「年間3千人程度」の目標は絵に描いた餅になりつつある。法曹養成の場として法科大学院ができて今年で10年目。近年の合格者は2千人強で頭打ちだ。かつての倍ほどに増えたものの、まだ遠く及ばない。

見込みと最も違うのは法科大学院の司法試験合格率の低さだ。昨年の上り者の

## 「改革」はなぜつまづいた

合格率は25・1%にとどまった。

その合格率も大学院によって大きな開きがある。合格率の低い大学院は志願者が減り、今春は9割超の大学院で定員を下回った。兵庫県内では1校が廃止になり、1校が募集を停止している。

一方で、司法試験の狭き門をくぐっても仕事が見つからない現実がある。全国の弁護士は3万人を超えるが、企業に勤務するのは800人弱にすぎず、法廷以外の活躍の場が広がらない。

自治体の採用も期待を下回る。5年の任期付きで5人の弁護士を採用した明石市のような例は少ない。「質・量ともに豊かな法曹の養成」を目指す改革と現実との落差を、どう埋めるかが課題だ。

そもそも3千人という数値が「現実性を欠く」と提言は指摘する。ただ、政府や法曹界など多くの関係者が議論を重ねて決めた司法制度改革である。新たな目標設定に向けた調査は、過去の検討内容を十分踏まえる必要がある。

一方で、企業や自治体などの弁護士採用拡大を目指すための会議も新設するといふ。つまづきの原因を徹底的に検証し、生かすことが重要だ。

過疎地の住民や社会的弱者など、支援を必要とする人は多い。法のプロが担える役割をさまざまな人と一緒になって考えることが、出直しの第一歩となる。

(2013年8月1日発行)

## 教 「いじめ総合相談窓口」を開設

兵庫県明石市(29万3600人)は、市の総合的な相談窓口である市民相談課に「いじめ総合相談窓口」を設置し、5月15日から相談を開始した。深刻化するいじめ問題に対応するため、明石市教育委員会では、07年度に「いじめ対策課(12年度から児童生徒支援課)」を設置し、電話や面談による相談窓口を設けるとともに、市内の小中学校の代表者が一堂に会して自分たちの主体的な取り組みについて話し合う「いじめストップあかし」こども会議を開催したり、ポスターや標語などの啓発作品を募集・表彰・展示したりして、その防止に努めてきた。また、11年度には、いじめの未然防止と早期発見・早期対応のためのマニュアル「いじめ問題への対応」を作成・配付するとともに、12年度からは、全小中学生対象の市内一斉アンケートを実施するなどして、その取り組みを進めてきている。

加えて、いじめを根絶することが社会全体の課題になっていることや、いじめの背景には家庭環境など学校以外に要因があることも少なくなかったことから、この度、市民相談課に「いじめ」に関する相談窓口を新設して、相

談窓口のチャンネルを増やすことにした。弁護士資格を有する職員や、連携を目的に教育委員会兼務とした臨床心理士や社会福祉士などの職員が対応することで、いじめ問題に専門的・横断的に取り組み、迅速に問題解決を図っていくのがねらいだ。

相談窓口は、電話と面接による相談で対応し、必要に応じて訪問相談も行う。専用電話番号は078-918-5253で、相談時間は月曜～金曜の午前9時～午後5時(祝日と12月28日～1月3日を除く)。主として市内在住・在学の小中学生とその保護者、地域住民などを対象とするが、高校生等からの相談にも対応する。主に小中学校におけるいじめに関する相談と通報に応じ、匿名の通報も受け付ける。

また、教育委員会は、児童生徒支援課内の青少年育成センターに「教育相談窓口」(078-918-5410)を、祝日と12月28日～1月3日を除いた月曜～金曜の午前9時～午後7時に開設。いじめのほか、不登校、非行問題、親子関係など子育て全般に関する相談に対応している。

●明石市市民相談課

☎078-912-1111





[その101]

東京大学名誉教授

米倉 明

目 次

- 1～27 米倉明「法科大学院雑記帳——教壇から見た日本ロースクール」（日本加除出版、2007年6月）を参照。
- 28～59については同書Ⅱ（日本加除出版、2010年2月）を参照（ただし、途中、未収録論稿あり）。
- 以下、近刊の論稿として
- 86～93
- 94 法科大学院制度改革にあたっての留意点（No692）
- 95 法科大学院制度を廃止し、旧司試を復活させれば済むのだろうか（No693）
- 96 法科大学院の統廃合はナンセンスでないか（No694）
- 97 せめて終りでは、受験勉強不要にしたい（No695）
- 98 新しい展望がなさすぎる——法曹養成制度検討会議中間提言に接して（No697）
- 99 法学部教育の甘さ——法科大学院では手遅れなのではないか（No698）
- 100 法曹用教養科目の履修について

## 地方自治体による弁護士採用の推進を願う

まず、私の願いを述べよう。弁護士の職域開拓の一環として、近時、地方自治体（以下、自治体と略称）が、その常勤職員として、弁護士を採用することを耳にするようになった。もっとも、今のところは任期付きということではあるが、これは大変良いことが始まったと思う。そうした企てのトップランナーは兵庫県明石市とあってよく、とりわけ同市長泉房穂氏の英断と卓見に私は共鳴し、深く敬意を表したい。このような優れたリーダーが出現したことは、わが国にとってありがたいことである。

自治体の常勤職員としての弁護士（以下では自治体弁護士と略称する）は、全国的にみてまだ少数であるし、その増加の勢いも弱い。しかし、自治体弁護士は

徐々に増えつつあり、その将来性は大きい。というのは次のとおりである。

まず、需要・供給という観点からすると、需要側の自治体にしたら、いわゆる地方分権改革の推進により、法令にもとづく行政をもはや国に頼ることなく、自治体独自の見識・判断（それを形成する中心には、顧問ではなくて常勤の法律家がいなければなるまい）に依拠して遂行する必要性が今後高まるばかりであるし、他方、供給側の弁護士からすれば、ここ当分は弁護士の供給過剰が続くだろうから、自治体弁護士という形の弁護士業務を選ぶ弁護士が不足するということが、おそらくないであろう。

次に、弁護士業務という観点からすると、訴訟以外の分野にも弁護士の仕事が広がる必要があり、現にそうなりつつあるのだが、自治体弁護士として自治体（究極的には同住民）のために働くことは、公私両法にわたる広範囲の法務を扱うことを意味し、特に条例策定という立法作業に携わることが一般の弁護士が体験しにくいことであって、自治体弁護士の成長・修業の得がたい糧になるはずである。

最後に、より巨視的な観点から自治体弁護士の存在意義を考えると、自治体弁護士こそは「法の支配」を津々浦々に浸透させる（「司法制度改革審議会意見書」ジュリスト1208号、2001年、187頁左欄参照）先兵なのではないか。換言すれば、自治体弁護士こそは、司法改革実現のための推進役なのではないか。民事事件の依頼（これはわが国では当分の間、大きくは伸びないだろう）に弁護士が応ずることを通じて、法と国民との間の距離を縮めるよりも、自治体弁護士の普及を通じてのほうが、法と国民との間の距離を縮めるには（ひいては「法の支配」の浸透をはかるには）、ずっと効率的な気がするがどうだろうか。

それにしても、まだ始まったばかりの自治体弁護士の採用には関係者の御苦労があるだろうし、採用された自治体弁護士にも、外からは窺い知れない御苦労があることだろう。しかし、それに負けないでほしい。採用に踏み切った自治体にしても、「変り者首長の思い付き」などという半ば中傷にたじろぐことなく、自治体弁護士（とその採用）こそは、住民自治、司法改革、日本改革の正道なのだ、自信をもって前進していただきたい。

以上の私なりの願いを承けて、以下述べる。

まず、自治体弁護士の採用状況について、簡単に触れておこう。2013年6月4日現在（明石市調べ）において、計46名が自治体弁護士として採用されており、ほかに7名が採用予定となっている。明石市が採用5名（同時採用）で突出しており、次いで東京都4名（同時採用でない）がこれに続き、残る自治体が1～2名ずつ（1名が多い）といったところである。

私が接し得た報道によれば、地方分権改革は量的削減（職員・予算の削減）にとどまらず、質的改革におよぶ必要があり、自治体弁護士の採用はその表われであるとして、好意的に論評されている。山形新聞2013年4月6日所掲の土屋美明氏「憲法スケッチ」、および、自治日報（1面）2012年4月6日所掲の北川正恭教授「分権改革は量的削減から質的改革に～明石市弁護士5名同時採用～」を参照されたい。自治体弁護士採用の最先端をいく明石市の考え方については（同市は一挙に5名という採用数ばかりでなく、任期も5年ということで他の自治体を大きく引き離している）、同市長泉房穂氏の見解（「明石市における任期付弁護士職員の採用・活用による地域主権への取り組み」市政NOVEMBER2012, 29頁以下）をぜひ参照されたい。以下の本稿はこの泉氏の論文（これは自治体弁護士論の必読文献である）に負うところが大きいことを記しておく（統計数字を含めて上掲の諸文献に接し得たのは、弁護士高村浩氏の御厚意による。ここに謝意を表す）。

こうした自治体弁護士採用の動きに対して、国として何かすべきだろうか。例えば、自治体弁護士の処遇についてのガイドラインを示すなどすべきだろうか。ガイドラインが示されれば、処遇について迷っている自治体としてもよりどころができて、ひいては、自治体弁護士の採用がそれだけプッシュされるかもしれない。法科大学院を作り、過剰な弁護士を世に送り出すことになった国としては、せめてガイドラインくらい策定したらどうか。私も少し前まではこう考えていた（拙稿「新しい展望がなさすぎる（副題略）」本誌697号, 2013年, 73頁参照）。

しかし、今の時点では、国が出てくる必要はないと思うにいたった。明石市長の論稿から感得できることだが、自治体は各自治体のニーズをしっかりと踏まえて、しっかりと考える力があるのだから、自治体自身の考えに一任しておけばよい。自治体相互の情報交換を経て、適正なところに落ち着くのを待てばよい。私はこう思うようになった。一刻も早く、自治体は国に依存しないで、自分の判断で決めるようになっていくべきで、また、少なくとも、自治体弁護士の採用に関する限り、そうする能力は十分にある（泉前掲論文から、このことは感得できる）。そうであれば、自治体に委ねておけばよいではないか。

次に、自治体弁護士を採用することのメリット、換言すると、自治体が同弁護士にしてほしい仕事、同弁護士に対して求める力はどのようなものだろうか。それは要するに、自治体の政策法務の推進、政策法務力の向上ということである（泉前掲論文30頁参照）。より具体的に、以下の3点に分けて述べてみたい。

第1に、自治体における立法活動の中心となって、同活動を推進するのが自治体弁護士の最重要の任務である。

既存の法令の解釈ではまかないきれない問題が、昨今の自治体には山積してい

る。それに対処するために条例を策定するというのはやさしいが、いざ策定作業にとりかかってみると、準備作業（数次の実態調査、資料収集とその消化・整理）、利害対立の把握と調整の方向づけ、条例制定ができた場合の副作用の予測、条例の実効性確保策の工夫（せっかく条例が制定されたのに脱法されては意味がない）、他の法令との整合性、条文化作業、制定前および制定後における住民向けの説明等々、実に多くの細密な知的作業を必要とするのだ。こうした立法活動の中心に自治体弁護士をあてて（これぞ最適の人材である）、もちろん一般職員との協力の下に、各自治体（地域）の特殊性をしっかりと踏まえた立法を実現する（条例策定・制定にいたる）。これが将来の、いや既に現在の自治体に要請されていることなのであり、その要請の度合いは高まる一方であろう、と私は推測する。もっとも、私の情報不足のゆえであろう、それに加えて、自治体弁護士が登場して日も浅いこともあってか、同弁護士が中心になって自治体条例を制定するところまで進んだ事例をまだ聞いていない（泉前掲論文31頁、第3段は、条例制定は今後の予定であるとする）。しかし、条例制定の必要性は高まるばかりで、自治体の中には条例制定に向けて動き出している例もあり（大阪府箕面市長・倉田哲郎「まちの課題解決のための条例制定（副題略）」前掲市政誌25頁以下。「ふれあい安心名簿条例」、「カラス条例」の制定プロセスは興味深い。自治体弁護士はまだ登場していないようである）、それも自治体弁護士の関与が既に濃厚になっている例がみられる（千葉県流山市長・井崎義治「市民のニーズに的確に応えるために～政策法務能力の向上への取り組み～」前掲同誌23頁第3段、受動喫煙防止条例案の検討が問題になっている）。私としても、今後これらの動きに注目していきたい。

自治体弁護士として働く弁護士にしてみれば、一般市民を顧客とする民事事件の弁護士よりも、立法活動をもカバーしなければならないだけ、仕事の範囲は広く、かつ、公的な影響をおよぼすことになり、という意味で負担は重くなるが、それだけやりがいがあるし、弁護士の修業という観点からみても、ぜひ1度や2度は経験してほしいものである。

上述したところでは、立法活動＝条例の制定について触れたが、立法活動あるいは準立法活動というべき、所属の自治体を当事者とする契約締結、国又は他の自治体との間での協定締結もあり得、その場合にも、自治体弁護士の活躍の場は大きいはずで、また、大きくなければなるまい。

例えば、原発再稼働に承認を与えた地元自治体Aに対して、周辺自治体Bは、もし将来原発事故が起きてB（およびその住民）が損害を受けた場合には、Aに対して、その過失の有無を問わず、損害賠償を請求することができ、その賠償の担保として、Aは金1兆円を信託財産として信託銀行に継続的に預託するほか、Aの保険料負担において賠償保険契約を保険会社と締結する。なお不足する賠償

額については別途請求するものとする旨の協定の協議に入り、協定締結にこぎつけるべく鋭意努力するべきである。

福島原発の事故が現実起きた以上、もはや安全神話は崩れ、これからは事故はあり得ると考えるべきである。それなのに敢えて再稼働を承認したA（およびその住民）は原発事故という不法行為を招来する元兇ともいえ（再稼働を承認しなければ、原発が動き出すことはできなかったことを思え）、従ってB（およびその住民）に対して不法行為者（加害者）といえるくらいなのだから、BがAに対して上記の趣旨の協定締結を求めるのはむしろ当然で、Bとしては、Bの住民保護のうえからも当然のことである。

福島原発の場合には前例がなかったゆえ、この種の協定締結まで思い付かれなかったのは仕方がないけれども、これから先は、もうそのようなことは通らない。私が見るところ、地元・周辺両自治体とも、こうした賠償方法の予定をめざす協定の必要に鈍感なようである。特に再稼働を承認する地元自治体は、潜在的加害者（停止条件付加害者）なのだということを意識してもらわないといけな。再稼働承認はいいが、時としてとんでもない賠償負担を追求されることになることを忘れないでほしい（もっとも、このこと自体はたとえ協定がなくても変りはないことである）。

上記の協定を締結しておけば、事故が起きたとき、賠償するしない、いくらするのかなどについて争う必要性が大きく減じ、それだけ被害者も裁判所も楽になるのだ。危険物に対して担保の提供を求めるのも当然の発想で、別段珍しいことではない（民法199条を参照されたい）。上の例でいうと、原発事故が起きたとき、BはAに対して賠償請求し、信託財産や保険金による賠償を受け、なお不足の場合には、Aが国や電力会社に対して取得する損害賠償債権を差し押えることになるだろう。私としては、BおよびBの住民個人がAの住民個人に対しても（少なくとも、その者が再稼働に賛成の意を表していた場合のその個人に対しては）損害賠償を請求し得てしかるべきだと考える。法律的論点をもっと詰める必要を感じつつ、この場ではここでやめておこう。ぜひ、周辺自治体の自治体弁護士は大いに活躍してほしい。これぞ予防法務の最たるものである。

話が脱線した感じがする。本筋に戻って先に進もう。そこで第2に、自治体（より正確には、自治体、それを支える職員）の法令解釈能力を向上させることが自治体弁護士の、立法活動に劣らぬ重要任務である。

これまで自治体の法令解釈能力は一般的には必ずしも高くはなかった。とかく無反省の先例踏襲、中央官庁の判断への盲目的依存でことを済ませてよしとし、ひんしゆくを買ったことも多い（北川教授の指摘、前掲自治日報紙第3段末を参照されたい）。

ひんしゆくを買った例といえ、最近の新聞報道からも拾うことができる。毎日新聞2013年6月21日朝刊、統12版、第25面の伝えるところによれば、ネットカフェMが運営する「シェアハウス」の利用者がMから退去を迫られ、国の住宅支援給付制度による家賃補助を申請したのに対し、申請を受けた東京都千代田区は、「できない」と答えた。その理由は、支給要件として「住宅を喪失または喪失するおそれのある」と定められているところ、Mは住宅としてでなく貸しオフィスとして貸していると述べているので、申請者の支給要件が満たされていないことになるからだ、というのである。いかにも手抜き解釈ではないか。貸主Mが住宅でないことと述べたということに得たりとばかり飛び付いて、「住宅」でないからダメだ、ハイ終了ということで1件落着とした。問題の貸借の実態はどうであったのか、貸主Mの陳述を疑って調べてみるという発想は浮かばないのか。断われた住民が困窮する可能性が大きいから、なおのことである。これは社会保障法領域におけるルールの解釈問題であって、その場合の解釈の常識としては、住宅と称しているかないにかかわらず、利用の実態はどうかこそが決め手になるのだ。住民に配慮するのであれば、実態を調べてみるなりして、そのうえで（あるいはいきなり）中央官庁にお伺いをたててみたらどうか（そうすることはかねて得意のはずだろう）。同報道によれば、こうした千代田区の解釈は参議院厚生労働委員会で取り上げられ、厚生労働省社会・援護局長村木厚子氏は答弁で、「そこまでしゃくし定規な運用をしなくていい。使える制度はきちんと使っていただく形にしたい」と述べた。本省までくると、やっとまともな解釈がされることになるのだ。

私は千代田区の公務員諸氏に何か含むところがあるわけではない。しかし敢えていうと、この家賃補助拒絶ケースは、またもや、自治体職員の法令解釈能力の低さを天下に露呈することになった。法令解釈技術の初歩がわかっていないのだ。問題の法令の立法趣旨は何か（だれのどういう利益をどう保護しようとするのか）、文言はあくまで一応の手がかりであって、それに固執し過ぎてはならない、特に当事者の用いていることば（あるいは形式）に重きを置き過ぎないように用心せよ、ことばや形式よりも実質はどうか、特に社会保障法の領域では（弱者保護が必要である）、一般市民法領域以上に生活実態・実質に留意しなければならない、等々の法令解釈技術、もっといって、先例の射程はどうか、その解釈を採用したとき、そこから導かれる結果は果して妥当なのかと自問して、妥当性に疑問ありと感じた場合には、さらに考えをめぐらしてみる（もちろん必要なら実態を調べることに乗り出す、同僚・上司の意見を徴してみる）。このケースを扱った公務員には、今述べた法令解釈技術の初歩、基本的心がまえが欠けていたというしかないだろう。こんなことでは住民は困る。もっと慎重に、住民のためを思って悪戦苦闘し

ていただきたい。「仕事減らし」、「文言のせいにする責任逃れ」が先に立ってしまって、肝心の住民はどこかにかすんでしまっているのではないか。

まだ申すべきことがある。この家賃補助拒絶ケースでは、適用されるルールの中に「住宅」という文言があった。もしルール中に手がかりとなる文言が見当たらないときは、「何も定められていないから」何もできません、とでもいうのだろうか。より一般化していうと、「条文がないときは、公務員は何もできないし、すべきでない」とでもいうのだろうか。お役人がこういって、住民のもっともな要請を断る例は多くあるのだが、本当にこれでよいのか。

法学部教育を受けて、講義をしっかりと聴いてきた人なら、「条文がなくても法解釈（例えば類推適用）はするし、しないといけない」と習ったはずだ。法解釈どころじゃない、法創造までしてのけるべきなのだ、と教えられたはずだ。現にこれを実践しているのが裁判官であるが、行政官にしても同じことで、条文がないから何もできませんといっているのは、目前の住民の需要に応じられなくなるだろう（東日本大震災のもたらした災害からの復旧作業の中には、条文の想定外のことが次々と登場したはずである）。行政官にしても法創造を臨機応変にする必要があり、またそうすべきなのだ。行政官の場合には、そのヒエラルヒーのトップに立つ者が、自己の責任において、「この非常事態下、国会の立法を待ってはおれない。直ちにこうせよ、ああせよ。責任は自分が一切取るから、安心してせよ」と指示して、スピーディな対応を図るべきなのである。条文がないからできないなどは、住民に対する責任を回避するも甚しいことである。

もうずいぶん昔になってしまったが、末弘厳太郎博士は述べておられた。即ち、「(前略) 現在一般の役人は彼らが法規的に行動することを命ぜられていることから、ただちに法規の不存在は行動の不可能を意味するという結論を導き出しているように考えられる。彼らといえども、行動の必要を感じ、しかもその規準たるべき法規を発見しえない場合には、事物の性質に応じてみずから適当なる法規を創定しつつ、これに従って行動しさえすればいいのである。」と。ダメ押し的に同博士は付言されている。即ち、「法規の不存在によってとかく行動の拒絶を理由づけようとするのが、現在の役人一般に通ずる弊風であって、私はそれを法治主義の誤解に由来するものとして排斥したいのである。」（「役人学三則」佐高信編、岩波現代文庫、12頁）と。これについては、もう何も説明を要しないことと思う。

要するに、自治体弁護士は所属する自治体職員の法令解釈能力向上に常々留意していただきたい。自治体職員にしても、遠い存在ではない身近な存在、自治体弁護士というアクセスのしやすい先生であれば、教えを受けるのを妨げる壁もなく、赴任してきていただいてよかったということになるに相違ないのである。話は教育の話になった。実はこれが次の主題なのである。これを「第3」として述

べよう。

第3として述べるべきは、自治体弁護士は自治体職員に対する法務教育の責任者となってほしいということである。述べておきたいことがいくつかある。

その1として——自治体の首長自身が、自治体弁護士を自治体職員に対する法務教育の責任者とするを明確に示し、首長自身も同弁護士の法的判断を最大限尊重する旨を、これまた明確にする必要がある。首長から軽く視られているようなことでは、同弁護士による法務教育の効果が大きく減殺されてしまうからである。

その2として——自治体職員に対する法務教育の仕方としては、職員の現存法務能力を大まかに推定したうえで（その職員のこれまでの職歴、在職年限等々を勘案して一応推定したうえで）、初級1年、中級1年そして上級1年に分け、「講義」「討論および演習」という授業スタイルを適宜に使い分けて進む（といっても、初級1年では民法・民訴法・行政法を体系的に講義することが中心になるだろう。法典国というわが国の場合には、いきなり討論するわけにはいくまい）。

初級1年からして配慮すべきは、自治体職員が実際に直面している問題を豊富に提供して、講師（もちろん自治体弁護士）がどういうアプローチをし、どういう論理で法的根拠づけをするのかを、授業参加者の前でやってみせる、法的物の考え方の模範例を示すようにすることである。中級・上級と進むにつれて、講師よりもまず授業参加者に発言・討論を促し、講師はしかるべく議論を整理し論評する。もちろん、優れた発言を賞めることにやぶさかであってはならない。

中級・上級の授業参加者に対しては、授業でのプレゼンテーションの仕方について指導するほか、文章を書かせてみて（例えば先述した家賃補助拒絶ケースのような事案について、いかなる根拠づけをもって、どのような解決をすべきかを書かせてみて）、細かく添削して、法的判断に裏付けられた文章（それも他人に読んでもらえる文章）を書く仕方を実習させたいものである。去る6月23日逝去された元検事総長、吉永祐介氏が早稲田大学で講演されたとき、その前か後か今では記憶が定かでないが、私は直接お話を拝聴する機会を得た。いわく、「私は若い検事が書く起訴状とか上告趣意書とかに眼を通して、あちこち直す。こんな書き方をしたのでは裁判官は読んでくれない。こんな書き方をしたから敗訴になったのだ。こういうように書き直せ（後略）。」と。文書の添削というと、私はこれを思い出すのである。

その3として——自治体職員に対する法務教育は「授業」（研修ともいわれる）という形をとるだけでなく、日常の業務の中で発生した法的問題について、担当職員がする自治体弁護士に対する相談に対し、自治体弁護士がどのようなアプローチをして回答に到達し、その回答をどのように説明するか、その仕方を担当職

員が直接に体験するというプロセスを通じてもされることが出来る（井崎前掲論文23頁第3段，泉前掲論文30～31頁参照）。こうした日常の業務の中での法務教育が実を挙げるには，自治体弁護士と一般職員とが接触しやすい職場作りが必要であって（両者が「机を並べて一緒に働いて」いるといわれる，明石市の職場作りはまことにもっともなことである。泉前掲論文30頁第3段参照），自治体弁護士を顧問弁護士よろしく，別室に「隔離」するようなことをしてはいけないこと，もちろんである。

最後にその4として——実際に自治体の現場で，自治体弁護士として日々働き，自治体の要望（一般職員の政策法務力の向上）に応じておられる方が仕事にやりがいを感じ（何という幸福な方か！），「思い切って自治体に飛び込んで良かった」と述懐しておられるのは（流山市の自治体弁護士，帖佐直美「自治体の現場で求められている弁護士の力」自由と正義54巻3号，2013年3月，61頁参照），私によれば，極めて大きな意義を有する。

というのは，自治体弁護士がこのように実感されているということは，弁護士の新たな職域として自治体という場があるのだということ，証拠立てることにほかならないからだ。法律事務所で働くことだけが弁護士の進む道なのではない。自治体弁護士となって，自治体，同職員さらには地域の人々のために働くことは，有意義なキャリアではないか。こうしたいわば有力な証拠が発見できたことで，私の立論（他の方々も述べておられるところではあるが），即ち，弁護士の職域開拓の1つの目標として，自治体に注目すべしということも，強力な支柱を得たことになり，ここに厚く御礼申し上げたい（情報にうとい私に上掲帖佐論文を提供してくださった高村弁護士に謝意を表す）。

最後の最後として述べておこう。自治体弁護士に対しては，あるいはこういわれるかもしれない。即ち，自治体弁護士には弁護士としての職務遂行上の独立性が保障されていない。というのは，自治体の方針がこうだといわれたとき，それがコンプライアンスにそわない方針であろうとも，雇われている手前，NOとはいえないことになるだろうからである。こうした弁護士が増えてくると，上の「独立性」をプライドのよりどころとしてきた弁護士層の気風に悪い影響をおよぼすことにもなる，と。

しかし，自治体弁護士諸氏よ，こんな変な論法など気にする必要はないのだ。いやしくも自治体ともあろう組織体がコンプライアンスにそわない方針を打ち出して，自治体弁護士がその旨を指摘しても，耳を傾けないで強行するなどという事態がそうそうあるものではあるまい。あるとしても，極めてレアなケースであろう。自治体ではなくて私企業であれば，営利追求のあまり，企業内弁護士のアドバイスを無視して，コンプライアンスを破る拳に出ることもあろうけれども，

自治体についても同断だとまでいうのは、いささか無理があろう。ここで問題にしている「変な論法」は、自治体と私企業とをごっちゃにして考えるという前提において誤っているし、自治体についてはレアなケースを、あたかも常態かのよう一般化して主張しているという誤りにも陥っているのである。そうだとしたら、このような半ば中傷気味と感ぜられる立言などは相手にしないで、自治体弁護士は自信をもって前進していただきたい。

以上を承けて、本稿を簡潔にしめくくっておこう。自治体弁護士は徐々に増加しつつある。それだけ自治体弁護士に対する需要が増えつつあるということであり、弁護士としても自治体弁護士の仕事にやりがい、生きがいを感じておられる方が現にあるのだ。こうなれば、自治体弁護士は弁護士の有望な職域として成長していくことだろう。

意欲あふれかつ賢明な判断の下に、自治体弁護士採用・活用の推進役となっておられる明石市長泉房穂氏、流山市長井崎義治氏、それに加えて、自治体弁護士として精進され、自治体弁護士という新たな職域があることを身をもって証明された帖佐直美氏に深い敬意を表したい。これらの方々には自治体弁護士の文字どおりの開拓者であって、私としては今後の御発展を祈る。本稿は、私の主観では、自治体弁護士賛歌なのである。

執筆にあたり高村浩弁護士から受けた御厚意に改めて謝意を表するとともに、末尾になってしまったが、いわき市在住の矢吹道德氏および同市行政経営部大和田洋氏にも謝意を表したい（両氏の御厚意により、本文中に引用した井崎論文、倉田論文に接する機会を得たのであった）。以上をもって筆をおく。

(つづく)

今後の法科大学院はいかにあるべきか？各方面で大きな反響を呼んだ一冊。

## 法科大学院雑記帳

米倉 明 著

四六判上製 376頁

—教壇から見た日本ロースクール— 定価2,310円(税込) 平成19年6月刊

各方面で大きな反響を呼んだ前著に続く待望の第2弾。

## 法科大学院雑記帳Ⅱ

米倉 明 著

四六判上製 408頁

—教壇から見た日本ロースクール— 定価2,520円(税込) 平成22年2月刊

「家族」から発想する、いつくしむ世紀へ  
 日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号  
 営業部 TEL (03)3953-5642 FAX (03)3953-2061  
<http://www.kajo.co.jp/>

# 弁護士社員に公務員に

企業や自治体で働く弁護士が増えている。「組織内弁護士」と呼ばれ、この10年間で10倍にふくらんだ。給与は社員・職員並みのケースがほとんどだが、司法制度改革による法曹人口の増加で「就職難」にあえぐ若手弁護士の受け皿になっている。



同僚と打ち合わせをする坂本裕子さん＝大阪市北区

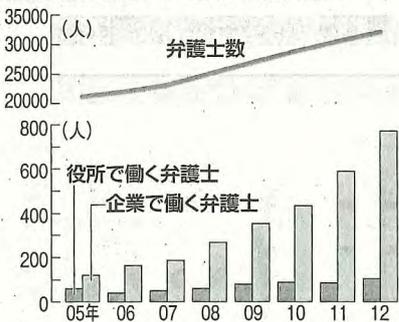
## 若手の就職先 10年で10倍

### 組織内弁護士の仕事

政府の法曹養成制度検討会議の調査から

- 生命保険の約款の作成 (金融業)
- 企業合併・買収(M&A)の仲介業務に関する意見書の作成 (金融業)
- 社員の法令順守に関する教育 (サービス業)
- 社内規則改定 (不動産業)
- 債権の回収 (総務担当部門)
- 条例などの立案へのアドバイス (法務担当部門)
- 虐待が疑わしい児童の一時保護時の立ち会い、対応が難しい保護者との面接時の立ち会い (教育担当部門)

### 弁護士数の推移 2012年版 弁護士白書から



「共同研究先の企業と取り交わす契約書です。問題がないか、確認してもらえませんか」。大阪市の製薬会社「バイエル薬品」の持ち株会社のオフィス。3年前から法務部門で働く坂本裕子さん(33)は、同僚らからこうした相談をよく持ちかけられる。

坂本さんは目を通し、アドバイスする。「トラブルを防ぐため、研究成果を製品化する際の条件をもっと具体的に書いたほうがいい」と。社内会議に出席し、取引先との交渉の場にも立ち会

「共同研究先の企業と取り交わす契約書です。問題がないか、確認してもらえませんか」。大阪市の製薬会社「バイエル薬品」の持ち株会社のオフィス。3年前から法務部門で働く坂本裕子さん(33)は、同僚らからこうした相談をよく持ちかけられる。

## 競争激化 開業難しく

求められます。プレッシャーを感じますが、初期段階で紛争の種を見つけていることができるのでやりがいがあります」と目を輝かせる。事業拡大・提携、新製品の開発・販売……。年々、バイエルにとっても法律の力の必要が増しているという、上司は「貴重な戦力だ」と言う。

トヨタ自動車グループの豊田通商は07年から弁護士を採用を始め、6人が在籍。昨秋は1人の採用枠に

80人応募した。法務部の大久保昭浩部長は「法曹人口が増え、一般社員並みの給与水準でも人材が集まるようになった。10年前では考えられない状況」と話す。

職員からの相談は昨年度だけでも顧問弁護士への数の5倍にあたる333件にのぼったという。市の売りの一つが、高齢や病気で役所に来ることができない人らを対象とした「出張法律相談」。枕元で相続や財産管理、借金問題といった悩みに耳を傾けるという、コンプライアンス担当課長の弁護士、益田明子さん(39)は「公務員弁護士」だからこそ取り組みたい」と話す。

企業や自治体で働く弁護士が増える背景には、司法制度改革による法曹人口の増加がある。政府は02年、年間約1千人の司法試験合格者を「10年ごころまでに3千人程度」とする目標を閣議決定。弁護士数は1万9千人から3万2千人に増え、人気が高い都市部の事務所への就職や希望する地域に開業できない弁護士が相次ぐようになった。

年間所得も減少傾向にあり、08年は4年前より50万円少ない平均約1600万円

約700人が加入する日本組織内弁護士協会の室伏康志理事長は「企業活動の国際化や地方分権の流れを受け、弁護士のニーズは高い」としたうえで、「弁護士の側も専門性をアピールし、組織に応じた職責を果たせるよう努力を重ねる必要がある」と注文する。(岡本玄、阿部峻介)

# 自治体の難問 専門職が即応

子どもからの相談に、様々な分野の専門家が最適な解決策を探る。(大津市役所)



## 臨床心理士・社会福祉士…採用広がる

専門的な資格や知識を持つ人材を、職員として採用する近畿の自治体が増えている。いじめ問題や原子力防災など、一般職員の知識では対応しきれない政策課題が増えたことが背景にある。弁護士を採用する事例が多いが、最近では公認会計士や臨床心理士、社会福祉士など、分野も広がりはじめた。市民サービスの拡充ばかりでなく、庁内の活性化にも役立つという。

関西自治体による専門職の主な採用実績

	採用人数(人)	採用時期	任期(年)
<b>【弁護士】</b>			
和歌山市	1	2012年9月	2年7ヵ月
大阪市	1	2013年4月	3
大阪府高槻市	1	4月	3
大津市	1	4月	1
大阪府寝屋川市	1	7月	2年9ヵ月
<b>【公認会計士】</b>			
京都府	2	2012年7月	2
大阪市	6	2012~13年	3
<b>【臨床心理士】</b>			
兵庫県明石市	3	2013年4月	5
大津市	1	4月	1
<b>【社会福祉士】</b>			
兵庫県明石市	4	2013年4月	5

### いじめ対策 障害者支援

### 高度な知識・経験活用

大津市は4月、庁内に「いじめ対策推進室」を

新設した。子供からの相談を直接受ける窓口で、弁護士、臨床心理士、臨床発達心理士ら4人の専門職との面談などに進

## は 今 関西

門職を相談調査専門員として採用した。任期1年の嘱託職員だ。

### フル稼働続く

4人は部屋に待機し、電話がいつ鳴っても対応できる態勢をとる。それぞれの立場から意見を出し合い、担当を決めて相

進している。臨床発達心理士の山本千華子さんは「行政は人の生活を支援する。発達心理士の視点を生かせる」と話す。弁護士は「専門職の活用で全国の自治体をリードするのが

解決策を探る。社会福祉士の橋田浩さんは「在宅介護支援センターや民生委員と連携し、より地域の中に入っていく」と市職員だからこそ利点があると話す。

資格者だけでなく特定分野の専門知識を持つ人材の採用を進む。

奈良県生駒市は4月、環境経済部次長としてNPO法人の元事務局長を採用した。情報技術者や機械プラントメーカー出身者を採用した実績もある。県域の一部が原発の30キロ圏内に入る滋賀県は防災強化のため、原子力の専門知識を持つ人材を嘱託勤務を経て、4月に正規職員に採用した。

「組織の刺激に」行政側は外部人材の登用による副次的な効果も期待する。越市長は「様々な職場を経験してきた人材で、多様な考えやスキルを備えている。硬直しがちな組織の刺激になる」とみる。明石市の泉市長は「一般職員の技量を底上げする効果も大きい」と話す。

む。相談件数は平均月40件で、フル稼働が続く。推進室は2011年に市立中学校の男子生徒が自殺した問題を受けて設けた。子供の心のケア、法的な対応など、いじめ対策には高度な知識が求められる。一般職員がすぐに対応できる業務ではない。しかも即戦力が必要だった。越直美市長は説明する。

専門職の側も、これまでの経験を生かせるという感

は短期間でも行政経験を積むことはスキルの向上につながる。社会福祉士などの場合、行政で働いた経験がその後の就職で有利に働く場合もあるという。大津市の越市長は「資格を生かす職業では任期付きの方が歓迎されることもある」と話す。

ただ、資格者にとって

専門職の側も、これまでの経験を生かせるという感

力が必要だ。一般職員と力を可欠く強調する。

付きた。明石市の場合、課長級が年収800万円、係長級が600万円、台で一般職員と同程度。

ただ、資格者にとって

(大津支局長 蓮田善郎)

平成 26 年 3 月 17 日

